

平成22年第3回防府市議会定例会会議録（その5）

○平成22年7月6日（火曜日）

○議事日程

平成22年7月6日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（26名）

1 番	松 村	学 君	2 番	土 井	章 君
3 番	河 杉	憲 二 君	4 番	高 砂	朋 子 君
5 番	原 田	洋 介 君	6 番	中 林	堅 造 君
7 番	山 本	久 江 君	8 番	重 川	恭 年 君
9 番	斉 藤	旭 君	10 番	山 田	耕 治 君
11 番	青 木	明 夫 君	12 番	藤 本	和 久 君
13 番	三 原	昭 治 君	14 番	木 村	一 彦 君
15 番	横 田	和 雄 君	16 番	安 藤	二 郎 君
17 番	山 根	祐 二 君	18 番	今 津	誠 一 君
19 番	弘 中	正 俊 君	20 番	大 田	雄 二 郎 君
21 番	佐 鹿	博 敏 君	22 番	田 中	健 次 君
23 番	久 保	玄 爾 君	24 番	山 下	和 明 君
25 番	伊 藤	央 君	26 番	田 中	敏 靖 君

○欠席議員（1名）

27 番 行 重 延 昭 君

○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	副 市 長	中 村 隆 君
会 計 管 理 者	古 谷 友 二 君	財 務 部 長	本 廣 繁 君
総 務 部 長	阿 川 雅 夫 君	総 務 課 長	原 田 知 昭 君
生 活 環 境 部 長	柳 博 之 君	産 業 振 興 部 長	梅 田 尚 君
土 木 都 市 建 設 部 長	阿 部 裕 明 君	土 木 都 市 建 設 部 理 事	安 田 憲 生 君
健 康 福 祉 部 長	田 中 進 君	教 育 長	岡 田 利 雄 君
教 育 部 長	山 邊 勇 君	水 道 事 業 管 理 者	浅 田 道 生 君
水 道 局 次 長	岡 本 幸 生 君	消 防 長	秋 山 信 隆 君
監 査 委 員	和 田 康 夫 君	入 札 検 査 室 長	權 代 眞 明 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	村 田 信 行 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 光 之 君
監 査 委 員 会 事 務 局 長	小 野 寺 光 雄 君		

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 森 重 豊 君 議 会 事 務 局 次 長 山 本 森 優 君

午前10時 開議

○副議長（松村 学君） 議長が所用のため、副議長の私がかわって本日の議事の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○副議長（松村 学君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。8番、重川議員、9番、斉藤議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○副議長（松村 学君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いいたします。

これより質問に入ります。最初は2番、土井議員。

〔2番 土井 章君 登壇〕

○2番（土井 章君） おはようございます。明政会の土井章でございます。質問通告に従い質問いたしますが、昨日の中林議員の勇ましくかつ遠慮のない演説には刺激を受けました。中でも、1万7,000票の得票は、議員10人ないし11人分に相当するとか、

特別委員会委員は、後援会員の意見をよく聞いて委員会に來いと。大胆な発言にはいささか度肝を抜かれましたが、私の後援会の方々は、二元代表制のもとでの議会の役割と責務を十分認識しておられる良識のある方ばかりで、中林議員の期待に沿えないことを同じ壇上で回答させてもらっておきます。

私の得票は、中林議員のたった11分の1ですが、議員は平等でございますので、私も遠慮という言葉で封印して質問をさせていただくことにいたしました。

まず最初は、さきの市長選挙に関してであります。防府を愛し防府を発展させる会なる団体が、数点のチラシを配っております。その中には、「真実を訴え、クリーンな選挙を貫く市長」というキャッチフレーズがありますが、真実どころか、自治法100条に基づく調査特別委員会の件も、相当歪曲されて記述されております。また、中間報告会に至っては、選挙妨害活動と断言もしております。

今日までの調査は、選挙のこともあり、少々遠慮もしておりましたが、それでも不透明な部分が次から次に出ており、今後は前副市長、関係職員を初め、記者会見の席上、県防府健康福祉センターに田中敏夫氏が頻繁に出入りをしていたと、あるいは100条委員会が清掃云々と発言をした朝日新聞記者の証人喚問や検査権をさせてもらい、徹底的に真相究明することを表明しておき、このチラシに関し、数点質問いたします。

第1は、数あるキャンペーンの中で、特に選挙のための偽りの合併反対ではなく云々と市政の私物化、イコール県政も市政も特定一家に集中は危険です。というキャッチフレーズについてであります。

まず、合併問題ですが、相手候補は立候補表明の時点で、特例法も切れることだし、合併は全く考えていないと表明しておりました。にもかかわらず、柳の下の二匹目のドジョウをねらっていたかどうかは知る由もありませんが、合併反対、単独市政のポスターとともに、選挙のための偽りの合併反対ではなく、のチラシが流され、不毛の争点がひとり歩きし、政策を聞きたい市民を肩透かしいたしましたが、選挙のための偽りの合併反対ではなくとは、何を根拠にされておられるのか、市民にわかりやすく御答弁願います。

ここで、蛇足ではありますが、ポスターの件については、市長は相手候補のキャンペーンポスターをみずからの手ではがし、廃棄し、そこに自分のポスターを張るという、窃盗あるいは器物損壊罪まがいの荒わざまでやってのけられたということを付言しておきます。

また、市政の私物化とは、私の中では、例えば秘書課長を窓口にして、市役所職員に対し、お茶の頒布会もどきを行う、山口県肢体不自由児協会理事長の名のもとに、愛の絵はがきなるものを市内全民生委員児童委員に売りつける。農業公社の管理するミニ農園に、自分のポスターを張るといったようなことが浮かびますが、市政の私物化とは、何を根拠

に、あるいは何を想定しているのか。また、県政も市政も特定一家に集中は危険ですとは、何が危険なのか、具体的かつ説得力ある答弁を求めます。

次に、市議定数半減、市長の給与半減と退職金廃止、それによって生じる財源1億5,000万円を生かし、一つ、休日診療所に外科診療を開設、二つ、ヒブワクチンと子宮頸がんワクチンの全額助成、三つ、小・中学校の毎年1校改築、四つ、水道料金据え置き永続化、五つ、コミュニティバスの導入、六つ、防災対応完備の地区公民館の毎年1区建設、七つ、公園内トイレの建てかえ、八つ、高齢化社会対応のきめ細やかな政策の実現を掲げておられます。

そして、個人演説会等では、議員はたしか先日の議会では30日と発言された議員もおりましたが、私の聞くところによると、40日ということも聞いておりますが、40日程度しか働いていないような説明をされたようでございますが、それは多分あなた自身の経験か、あなたに近い議員の行動に基づき発言されたのではないかと推測をいたします。

身に覚えのある議員は、まさしく針のむしろのようでございますが、この1年をとってみても、我々は自治基本条例案の修正、議会基本条例案の策定作業、100条委員会の勉強、各種審議会等の傍聴等々、あるいは去年の災害では約20日間程度のボランティア活動等々、休む間もなく働いており、すべての議員がのらりくらりと市民に間違った情報を流しておられることに対し、この際強く抗議しておきます。

さて、提案の市議半減の効果は、平成24年12月から、退職金は平成26年度、給与半減だけこの8月からで、どのような計算でこれが実施できるのか、理解に苦しみます。

それぞれの事業の所要額ですが、先日の本会議で、ヒブワクチンと子宮頸がんワクチンについては答弁され、他の事業については事業費未定と答弁をされております。

そこで、事業実施の具体的な工程、タイムスケジュールでございますが、これを市民にわかりやすく説明をしてください。

また、高齢化社会対応のきめ細やかな政策の具体的事業を一つ、二つ例示をしていただきたいものでございます。

最後になりますが、議員半減を公約に、勝った勝ったと藤本議員も中林議員も民意のすべてのごとくの演説でございましたが、市長の得票は当日有権者数の33%、投票総数の55%、全く同じ主張で選挙をされた中林議員の得票は当日有権者の18%、投票総数の30%でございます。定数に関する特別委員会では、これが両氏の主張される民意と言えるのか、あるいは真の民意はどこにあるのか、含めて慎重に審議しなければならないと考えております。

次の大きな項目は災害対策でございます。

昨年の豪雨災害から、はや1年、200年に一度の豪雨と言われておりますが、ことしも各地の災害発生状況を見ると、被害に遭わない保証はないし、先日来の降雨の状況は、不吉な予感がしないでもありません。

市長は、ことあるごとに昨年の災害の経験や教訓を生かし、防災対策に努めると言っておられますが、果たしてそうか疑問に感じるところがあります。

まず、毎年6月15日号の市広報で、災害に備えての特集が組まれておりますが、ことしの特集と昨年の6月15日号の特集と記事の内容がうり二つ、違うのは情報発信欄のみでありました。

去年の災害を教訓にすれば、特集号を組むとかあるいは県の広報誌ふれあい山口のように、大事なことを一覧表にして、見やすい所に切って張ってもらうというような工夫があつてしかるべきではなかったかというふうに思います。

また、災害検証委員会も、1月20日、3月29日と開催され、3回目は6月16日で行われました。1回目の委員会で、検証の成果は梅雨時期に間に合わせると言っておられましたが、ずさんな資料に委員会側が納得せず、遅れ遅れになっており、台風に間に合うかも疑問です。

さらに、当初予算で措置された緊急告知ラジオも、いまだ一軒も設置されておられません。防災の日の制定や追悼式も結構ですが、市民の安心・安全のために、やるべきことは避難勧告と同様、タイムリーに実施することが最も大切だということを指摘して、質問に入らせていただきます。

昨年の豪雨災害では、市街地は周辺地域に比べ被害が少なかったため、大きな問題にはなっておりませんが、浸水したところは多数あります。原因としては、田畑の宅地化や幹線道路の整備、あるいは大規模駐車場の舗装等の進展による保水遊水機能の低下に比べ、河川改修が進んでないこと、また防府市は平野が広いので河川勾配は少なく、流下速度が遅いことなどが考えられております。私の地区でも、旧市営野球場や天神山公園、天満宮参集殿裏の駐車場の舗装等により、松川がはん濫し、地区の数軒が床下浸水、さらに側溝が未整備の道も多く、これらの地区では数軒が床下浸水や敷地内浸水がありました。

市街地においては、昭和33年からの合流方式による下水道整備により、これらの被害も解消すると期待をされておりましたが、昭和51年に国が方針変更し、分流方式での下水道整備となったため、解消していないのが現実であります。

このため、松崎地区や佐波地区の一部については、雨水対策は手つかずの状態となっており、多々良、惣社町、国衙、緑町、宮市町、千日町、平和町、新橋町などなどは、浸水の常襲地帯となっております。これが対策には、農業用水路の断面の拡大あるいは都市下

水路の整備、または道路新設の折、地下部分を一次貯留槽とする等の対策を行う必要があると考えております。

大変な金と期間を要しますが、安心・安全で快適な生活環境のためには、ぜひ実施すべきでございます。

そこで、現在策定中の次期総合計画では、都市部の浸水対策をどのように考えておられるか、質問をいたします。

次に、市街地裏通りには、道路側溝のない道、あるいはあっても事実上機能していない側溝が至るところにあります。市長の家の裏の小道はモデル地区かと思われるほど立派に整備されており、大変うらやましい限りであります。他の未整備の道路についても、計画的に側溝整備をすべきではないでしょうか。

また、昨年も質問いたしましたが、通行上危険な場所の側溝の土砂浚渫については、市が行うことを検討すると答弁がありましたが、その結果はどのようなになっているか伺います。

ちなみに、先日、職員の方には現地を見ていただきましたが、市道新橋阿弥陀寺線では、ことしも取水柵のグレーチングの間から、堂々と草がのぞいているところや、雨水を吸い込まず、道路上を流下しているところがありますし、他地区でも道路に雨水がたまっているところをよく見かけるのでございます。

3点目は、公共下水道整備のあり方についてであります。

公共下水道につきましては、現在、順次整備が進められておりますが、その基本方針は都市計画税を賦課しているところ、いわゆる市街化区域はすべて整備をするというものでございます。

しかし、時代は人口増加傾向から人口減少傾向に変化しております。防府市においても、都市計画決定時あるいは公共下水道整備計画策定時等から比較いたしますと、西浦地区や富海地区、大道地区などの周辺部では相当急ピッチで人口減少が進んでいるのではないかと思慮しております。

一方、本市もおくればせながら、平成23年度から公共下水道事業にも地方公営企業法を適用し、組織も水道局に統合されることになっており、経営面がより重視されることとなり、お役所仕事の親方日の丸では済まされなくなります。

そこで、他市においては、下水道整備計画を見直し、周辺地域部にあっては、高率補助による合併処理浄化槽の整備に転換するところもありますが、防府市でも人口減少地区でかつ連絡幹線に多大な経費を要する地区は、採算面も含め、総合的に再検討し、合併処理浄化槽のほうが経済的な地域は、計画の見直しを図るべきではないか。市にとってはかな

りの高率補助を行っても、将来の経営面から判断しますと、そして一方、住民にとっても、いつ来るかわからない下水道整備を待つより、早期に合併処理浄化槽による水洗化を図ったほうが喜ばれるのではないかと考えております。執行部の考えをお尋ねします。

一方、下水道整備が進み、処理区域になりますと、土地面積に応じて下水道負担金が徴収をされます。負担金を賦課された方は、近い将来、水洗になると期待するのはもっともです。これは人情でございます。

ところが、市内の一部地域には、負担金は取られた、いつまで待っても下水道が来ないという摩訶不思議な現実が存在をしております。排水幹線を引くのに、私有地を通過せざるを得ず、土地所有者の了解が得られないことが理由のようでございます。市の方針は、余りよい表現ではありませんが、民民のことだから、自分たちで話をつけろ、話がついたら下水を引いてやるとの考えのようでございます。

しかし、隣近所で争いをしたくないとか、感情的なものも入り、住民同士では解決できない場合も多々ございます。負担金は取られた、下水は来ないでは、負担金を払った人からすれば、詐欺に遭ったようなものでございます。ならば、合併処理浄化槽を設置するかというふうに思いますが、下水道の認可区域なので合併処理浄化槽の補助金は出ません。まさに踏んだりけつたり三重苦となっております。

公共下水道の経営面からも、予定された下水道使用料が入らないわけで、ゆゆしきことではありますが、しかし、市は痛くもかゆくもないわけでございます。なぜか。他の下水道利用者の使用料を上げれば済むことだからでございます。これでいいのでしょうか。市が積極的に地権者と交渉し、解決を図る努力をすべきではないか。それによって、予定外の支出になっても、市民との信頼関係上からは仕方ないのではないかと考えております。また、それができないのであれば、負担金を返すべきではないか、このように思います。

そして、さらに現在このような課題を抱えている地区が一体何地区あり、何地区の方が困っておられるのかをお尋ねします。

最後に、市長の所信表明に関してですが、ここでも聖域なき行財政改革をうたい、議員半減を提案、そこまで財政状況が悪化していると考えておられるならば、その前にやるべきことはないのかとの疑問を持つものでございます。

議会初日に水道事業管理者が副市長に選任をされましたが、本会議が終わって1階においてみますと、既に議員のボックスに26日付の公認の水道事業管理者任命の内示書が入っております。手回しのいいことではあります。

そこで質問ですが、聖域なき行財政改革を標榜するならば、同僚議員がただした特別職の退職金廃止問題もあります。地方公営企業法第7条及び同法施行令第8条の2による

と、給水戸数5万戸以下、職員200人以下の防府市のような小規模水道事業の場合、管理者を置かないことができるとなっておりますし、他市でもこのような事例は多々あります。

そこで、水道事業管理者を廃止する考えはないのか、お伺いをいたしまして、壇上からの質問を終わります。

○副議長（松村 学君） 2番、土井議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

私はこのたびの選挙で、市議会議員定数の半減を公約に掲げ、その成果を福祉、教育、市民生活環境整備に重点的に配分することにより、今後も単独市政を貫いていくことを市民の皆様にお訴えし、御信任をいただいたところでございます。

市議会議員定数の半減などができた場合に、実現できるとしたそれぞれの事業の所要額と具体的な工程を示してほしいとのことでございましたが、選挙公報等で、市民100人委員会のお声を政策に実現しますと告示した政策事例のうち、ヒブワクチン接種に対する助成につきましては、全額助成とすることにより、接種率が半額助成のときの推定50%から80%に上がると見込み、約4,800万円の支出になると見込んでおりました。半額助成のときに比べますと、3,300万円程度の追加支出が必要になります。また、子宮頸がんワクチン接種に対する助成につきましては、全額助成とすることになりますと、約2,200万円の支出になると見込んでおりました。これまた半額助成のときと比べますと、1,100万円程度の追加支出が必要となります。

その他の休日診療所に外科診療開設、耐震安全小・中学校の校舎建設、水道料金据え置き永続化、コミュニティバスの導入、防災対応の地区公民館の毎年1区建設、都市公園内トイレの建てかえ、高齢化社会対応のきめ細やかな政策につきましては、今後、市民100人委員会のお声をお聞きするとともに、事業内容を固めていく必要がございまして、現段階では所要額等をお示しすることは難しい状況でございます。

今回の市長選挙における私の公約の最大のものは、市議会議員定数の半減でございまして、これが実現できるかどうかによりましては、公約に掲げた諸施策の実行のスピードや内容にも影響が出ると考えておりますので、議員の皆様におかれましては、御賢察賜りますようお願いいたします。

次に、選挙活動における御質問でございましたが、市長選挙の際のビラについてのお尋ねだと思っておりますが、これにつきましては、政治団体が作成したものでありまして、この場でお答えすることではないと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、水道事業管理者の廃止は考えないのかとのお尋ねでございましたが、地方公営企業法では、一定規模以下の水道事業では、水道事業管理者を置かないことができ、その場合には市長がその権限を行うこととされております。

地方公営企業法は、昭和41年の法改正で、地方公営企業の合理的かつ能率的な経営を確保するため、管理者の権限を強化する必要があるという考えのもとに、管理者の権限を大幅に強化し、企業の日常経営は原則として管理者に任せる体制がつけられております。

このことから、従来は一般職の公務員とされていたのが、4年の任期を有する特別職とされ、常勤の職員との兼務が禁止され、専任制がとられております。この例外として、一定規模以下であれば、市長が管理者としての権限を行うことができるとされているものでございます。

防府市では、昭和41年から水道事業に専任の管理者を置き、経営の合理化と料金の適正化を図り、独立採算制を堅持することができ、さらに私が市長に就任してからは、行財政改革にも積極的に取り組み、大きな成果を得ることができたと考えております。

さらに、来年度からは、下水道事業は地方公営企業法を全部適用し、組織も水道事業と統合し、上下水道の両事業をより効率的に運営することを目指しているところでございます。

このような状況を考えますと、今まで以上に専任の事業管理者の重要性は増してくるものと考えております。したがって、現時点では管理者を置かず、地方公営企業法上、管理者の権限とされている事項を私が行うことは考えておりません。

残余の御質問につきましては、土木都市建設部長より答弁いたさせます。

○副議長（松村 学君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） まず、議員半減に伴うそれぞれの事業のタイムスケジュールについては、全く答えがありませんでした。たしかきのうだったか、土曜日だったか、コミュニティバスについては、半減ができなければ実行できないというような答弁があったかと思いますが、例えば、事ほどさようにコミュニティバスであるとか、あるいは休日診療所の外科診療等々については、隣の山口市なんかは、もう、とうの昔にやっているわけです。ぜひ議員半減とは関係なく、市民のニーズが高いものですから、進めてもらいたいものだというふうに思っておりますし、チラシに書いてあるキャッチフレーズはそんなものかというふうなことを認識をしておきましょう。

そして、政治団体がやったことだからわしは知らんということは、おっしゃるとおりかもしれません。しかし私があえてお伺いしているのは、この政治団体の住所と、市長の後援会の住所、全く同じなんです。多分、机は隣、あるいは同一かもしれません。同床異夢

という言葉もありますが、そんなことなんだろうなあと。多分根も葉もないことであろうなど。根も葉もないことでなければ、市長ですから、多分反論はされるでしょうが、反論をされないということは、根も葉もないことだというふうに理解をして、この項については終わりたいと思いますが、そこで私は総務委員会ですから、給与半減あるいは退職手当全廃の一括条例を審査する立場にございます。総務委員会に市長がお越しいただいて、質問をしても結構なんですけど、手間をとりますので、ここで、委員会において審議する参考に数点お尋ねをしておきたいと思います。

まず、先日来の本会議で、退職手当の全廃あるいは給与の半減は議員の半減と痛み分け、身の削る思いという言葉が再々出てまいりましたが、仮にですが、議員半減が実現しない場合は、この退職手当の全廃あるいは給与の半減は拒否をされるおつもりかどうか、お尋ねをいたします。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 仮にということにつきましての私の答えを述べる環境ではございません。

○副議長（松村 学君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 便利のいい言葉です、仮にという言葉は。

次に、議員定数は特別委員会で審議をされますが、結論が出るまで時間を要することも考えられます。給与半減条例が否決または継続審査となり、後日、定数半減条例が可決された場合、この間、給与は全額支給となるわけですが、この8月にさかのぼって返納する気があるかないかをお尋ねします。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 議員定数の半減を私は選挙の公約で市民の皆様方に強くお訴えをしたこととございます。このことは、私が選挙においても主張をしていたことでありまして、なぜその折にみずからの給料を半分にするとか、退職金を全廃にするとかいうことを言わないのかと、いろんな方々からよく言われました。言われましたが、私は、それは私が当選をさせていただいた後に初めて言えることでありますからということをお断りして、議員定数半減ということのみ私は強く強くお訴えをしてきたわけとございます。

そういう背景でございますので、まずは議員の皆様方におかれましては、一刻も早くこの議員定数半減に対して、是か非かということで、私はそのことを市民の皆様方に選挙戦を通じてお訴えをして、公約として掲げたものでございますので、そのものを議案として出させていただきたいということで、議長、副議長のところにも、事前にこのようなもの

をお出ししますよということも申し上げて、そして出させていただいたわけございまして、したがって、それが提出できるということは、私もみずから身を削ることが、皆様方に対しても、私の気持ちをお示しすることができる。そういう思いの中で、給与の半減というものと退職金の全廃というものを掲げているわけございまして、その間の流れというものをご賢察をいただいて、御質問をいただければと思っております。

○副議長（松村 学君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 何回も申し上げましたように、本当の民意はどこにあるのかということも議会としても調べる必要もあり、そのためにはそれなりの期間を要するものでございます。その結果、議員半減がよかろうという判断をしたときに、既に給料は否決あるいは継続審査となっておれば、その間は100%もらえるわけですから、それをさかかぼって返還というか、どういう言葉がいいのかわかりませんが、寄附はできませんから、される気があるのかどうかという質問をしたのですが、何ら回答はなかったということは、それはその間はもらうべというふうに回答されたものと解釈をしておきます。

次は、同じようなことですが、総務委員会で給料の半減条例が否決をされた場合、ということは、働いたほどはもらいなさいと。市長も3期までは働いたほどはもらうでと、ずっと言っておられたわけですから、働いたほどはもらいなさいという判断を総務委員会が否決された場合、現在、前の任期までは給料を若干みずからカットをされておりましたが、否決をするということは、100%に復元されるわけですが、その場合、この6月21日までと同様、個別にみずからカットされる用意があるのかどうかをお尋ねしておきます。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） まず、壇上でも議員がおっしゃいました民意というものについて、詳しいパーセンテージをお示しになったわけでございますが、私の今回の対立候補の方のお話を聞かれたという方からお聞きしておるのでございますが、その方も私も、その方の言葉をかりれば、私も市議会議員の数は多過ぎると実は思っておるのですということも主張されたように聞いております。したがって、私に投じられた票ではない票の中にも、議員定数を減らすということについては、賛成だという気持ちも込められている民意があるやもしれないということも、どうぞ御理解の中に入れておいていただけたらと思っております。

それから、後段の質問につきましては、そのとき、その場において判断をしなくてはならない事柄であると、このように申し上げておきたいと思っております。

○副議長（松村 学君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 我々も平成20年の11月に現在の議員での構成になりまして

からは、議員の定数が27でいいのかどうか。これは不断の検討を続けていく必要があるという解釈のもとに研究も続けておりますが、いきなり半減で、金ないよということでありましたら、多分その市長の相手候補の後援会の方が多過ぎるね云々というのも、いきなり13ではないというふうに思いますし、ここまで言われれば私も言いますが、多数派工作というか、議員にそれぞれそれなりの説明をされたとき、いや、13じゃのうても、34が法定定数ですから、法定定数の半分の17で折り合うてもいいんじゃないかとかいうような、信念はどこにあるのかいというようなことも聞いておりますが、事ほどさように議員定数が幾つがいいのかというのは、常に常に常に研究・検討をしていくべきものであるということは、何も市長さんから言われるまでもなく、我々は自覚をしておるということをつけ加えておきます。

そこで質問を変えますが、仮に議員の半減が実現しなかった場合、先ほど言いましたが、他市では既に行っているコミュニティバスや休日診療所、外科診療等も含めて、すべて実施できないということなのか、あるいはこれとこれは議員半減の定数条例が中途半端などいいますか、27から少し減っただけで落ち着けば、これとこれとはやりたいとか、あるいは全部否決されても、これとこれはぜひやりたいとかいうものがあるのかどうかだけお尋ねをします。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 何度も申し上げておりますが、議員定数半減という私の公約が、これは選挙で私が掲げて、そして市民の御理解をちょうだいして、掲げていることとございます。当選をした暁に急に議員定数半分ということをお願いしているわけでは断じてございませんので、このところはよく御理解をいただきたいと思っております。

そういう覚悟の上で、そういう覚悟の上で私は、さまざまな事例を挙げさせていただいていることとありまして、これは議員定数半減が成し遂げられればやっていくことができるのですよということ、お示しをしたこととございまして、それがもしも半分ではなくて、どうこうであった場合にはどうなのかという、仮の御質問にはお答えをすることはできません。

○副議長（松村 学君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） だとすれば、今の答弁からは、それがなかったら実現はできませんよという、いわば言い方は悪いかもしれませんが、毛ばりあるいはサビキの手法かなということをお願いしておきたいと思っております。

この項の最後ですけれども、100人委員会の言葉がこれまたしょっちゅう出てまいります、御案内のとおり、100人委員会の方々は、決して議員の代弁をする、議員の代

替はできないわけです。なぜかと申しますと、我々は中林議員のように1万7,000はもらっていないかもしれませんが、全員市民の負託を受けて出てきた、市民の方々の負託を受けてきた者であります。市長そのものが任命されるのであれば、私的諮問機関というべきであって、それは市民の声でも何でもないということを申し上げておかなければいけません。例えば提案ですけれども、聖域なき行政改革を標榜されておられるのであれば、この100人委員会を、各種ある審議会、評議会、委員会等にかえて無報酬で参画してもらえれば、大変な経費の節減になると思いますが、そうでなくて、そういうシステムはシステムで残したままで、別の組織をつくるということになると、これまた屋上屋を重ねると言わざるを得ませんが、その辺の考え方をお尋ねをいたします。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 100人委員会のあり方につきましては、今私も真剣に検討し、指示も出しているところでございますが、私の頭の中では、100人委員会の皆様方には、無報酬で、前のどなたかの御質問にお答えした記憶があるんでございますけれども、無報酬で、定額の、定まった額の交通費という感覚で私は考えておまして、100人委員会は年に5回、開催をして、1回につき1,000円か2,000円ぐらいの交通費を出させていただいて、遠近にかかわらず、定額の、それで賄っていきたいと。したがって議員が御指摘の数千円の日当のつく報酬というような形の委員会は考えておりません。

○副議長（松村 学君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） それでは、公営企業管理者を置かないことについて私の意見を述べさせていただきますが、そして一つだけ質問いたしますが、かなり県内他市でも置かない市があると思います。もちろん給水戸数が5万以上の大都市は設置義務がありますから、それを外して、中以下、要するに5万戸以下、職員200人以下の市で、公営企業管理者を置いてない市が幾つあるのか、私が電話で調べただけでも4つや5つはあったような気がしますが、それを発表していただきたいと思います。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今お尋ねの水道事業管理者を置かない市でございますけれども、県内13市中4市でございます。萩市さんと長門市さん、柳井市さんと美祢市の4市でございます。

○副議長（松村 学君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 私が調べた中では、光市もそうだったと思いますが、確認をしますが。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 光市は置いているというふうに確認しておりますが。

○副議長（松村 学君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 一般職をトップに置いておるのであって、特別職ではないと、これは私も確認しておりますが、いかがですか。

○副議長（松村 学君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） 光市の管理者は私は存じ上げております。管理者の口から特別職であるというふうに私は聞いております。

○副議長（松村 学君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） それではもう一度確認をして、また後日、あれをいたしましょう。私が調べた範囲では、光市は置いてないというふうに聞いております。一般職がトップになっているということ。

いずれにしても、市長は聖域なき行政改革という言葉を使っておられます。まず隗より始めよではございませんが、市長の公約を1点でも多く実現をしていただくためにも、我々も財源を見つけてあげる努力をしなければいけません。タイミングを見て、特別職の退職手当の廃止あるいは水道事業管理者を置かないこととする条例等を提出をいたしたいと考えておりますので、楽しみにしておってください。

これで、この項の質問を終わります。

○副議長（松村 学君） 次に、災害対策について、答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、2点目の災害対策についての御質問のうち、市街地の雨水排水対策の推進についてでございますが、議員御案内のとおり、市街地北部の一部地域には、現在も合流方式で処理されている地域があります。また、この地域一帯は、佐波川から取水して、市内へ流れる農業用水路も多くあり、そのほとんどが雨水処理を兼用していることから、用水期に大雨が降った場合には、これまでも浸水被害が発生しております。

このため、これら地域の浸水被害の未然防止と被害の拡大を防ぐため、状況に応じた佐波川総合堰の取水量の調整や用水路などに設置されている堰の水位調整について、水利関係者などに協力をお願いし、一定の効果を上げております。

しかしながら、近年の短期集中豪雨に対応するためには、下流域の浸水対策を計画的に実施することが重要と考えております。このことから、策定中の次期総合計画にも、市街地で局所的に発生する浸水箇所や低地帯地域における計画的な河川改修及び雨水排水路の整備についての基本方針などを盛り込む予定としております。

さらに、現在整備中の各種浸水対策事業につきましても、早期の整備が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、側溝がない市道の側溝整備につきましては、道路形態などを調査し、道路排水等の必要な箇所は、計画的に整備することを検討してまいります。また、通行上危険なところの側溝の土砂浚渫を市が行うなど、検討するとしていたが、その検討結果はという御質問でございますが、その後検討を行い、市街地で交通量が多く、土砂の浚渫作業が危険な市道の側溝は、今年度、緊急雇用創出事業補助金を利用して、まず土砂の堆積状況調査を行い、その調査結果から浚渫が必要な箇所につきましては、今年度中に実施することとしております。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 先ほど壇上でも申し上げましたが、天満宮の通りから西側には、要するに川はないんです。清水川と名前はついていますが、川ではない。用水路、要するに水源は佐波川本流なんです。そこで、旧262から東側には、まだ割と農業用水路の幹線も入っておりますが、それから西側のほうに行きますと、さほど大きな、佐野堰まで行かないといえますか、大きい幹線、農業用水の幹線は流れておりません。

そこで、例えば、県の住宅供給公社がその昔に造成したところなんかは、浸水の常襲地域にもなっております。そこで、南北に幹線排水路を設ける必要が、ぜひあると思っております。そのためには計画路線となっております都市計画道路、環状1号線やあるいは大藪新田線等の早期整理が望まれ、そしてその道の下を水路にするというようなことが考えられるわけですが、ぜひ次の総合計画には、道路並びにその下の水路について、掲載をされるよう検討しておられるかどうか、お伺いをします。

○副議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） 議員御指摘のように、雨水の排水路につきましては、御指摘のような都市計画道路に併用して計画をされておるといのが現実でございます。この雨水対策事業につきましては、都市計画事業であります街路事業等の整備とともに進めていく必要があるというふうには考えておりますが、なかなか、この実施に当たりますと、長期間また相当なる費用が必要となってまいります。これもあわせて、今後、道路整備及び雨水路の整備につきましては、その実施に当たって検討を重ねていくということとしております。

以上です。

○副議長（松村 学君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 千里の道も一歩から始まるということわざがありますが、手をつけないと100年たっても200年たっても一歩も前へ進まんのです。一度動き出すと、100年かかったら完成するんです。1日1歩でも。その意味では少なくとも、次期総合計画にはぜひ組み込んでいただくよう提言をいたしておきます。手をつけんと進まないのです。そのことを申し上げておきます。

次に、先ほども言いましたけども、天満宮から下は乙井手水系と青井手水系の川しかない。これにつきましては、先年、情報システムが整備をされまして、大雨が降りそうだというときには、総合堰の樋門を閉めるという手続をとっていただいて、幹線が越流するということは、少なくともはなったかなというふうに思います。

しかし、これらの井手も徐々に徐々に毛細血管のごとく、いろんな地区に流れていき、そこに行くたびにだんだんだんだん線は細くなっていくわけです。そこが宅地化、市街地化が進みますと、一挙に降った雨はその小さな水路に流れ、家庭の敷地の中に逆流するという状態が起きております。

そこで、既存の小さな水路につきましては、道路のほうに少し入り込んで道路をオーバーハングで舗装するという形での水路の拡幅というのが必要になってきているのではないかなというふうに思いますが、これの整備について、少しは考えられたことがあるかどうか、あるいは考えておられれば、その計画をお尋ねしたいと思います。

○副議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） ただいまの質問の中で、道路の水路改修に当たるオーバーハングということをございますか。

○2番（土井 章君） 道路の下に水路をもぐらせて、道路は出たまま舗装する。

○土木都市建設部長（阿部 裕明君） 先ほどの質問の中の、側溝のない市道等の整備のことでも御回答いたしましたように、当然、水路を整備することになりますと、現在の道路幅員をどうしても確保していくという必要もございますので、道路の中の暗渠化といいますか、そういう考え方は、市街地の中では考えていく方向だというふうに考えております。

○副議長（松村 学君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 私が今、それを申し上げたのは、本当の市街地ではなくて、迫戸地区とか古祖原地区とか、そういうところを言っているわけです。よくわかりました。次はできんと、金はないでと、こういうことのようにございます。最後にちょっと提案をして、この項を終わりたいと思いますが、主要地方道防府停車場線あるいは県道防府停車場大藪線、県道三田尻港徳地線の旧国道2号から北側、特に市道新橋阿弥陀寺線以北の、

今言いました県道につきましては、少し雨が降ると、ところどころで長靴がないと通れないところが出ています。市長の後援会長の近くもそうですし、親しいお医者さんの近くもそう、頭の中にととととととと、何か所か浮かびますが、それは側溝の構造がまずいのか、あるいは側溝に入る入り口にごみが詰まっているのか、よくわかりませんが、かなり常習的に、少し雨が降ると水たまりができるという状態のところがあります。よく県にも報告され、道路パトロールがどうのこうのと言っておられましたが、天気のいいときだけ道路パトロールをするのではなく、天気の悪い日も道路パトロールをして、県にも改善を求めていただくようお願いをして、この項を終わります。

○副議長（松村 学君） 次に、公共下水道事業のあり方について答弁を求めます。土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（安田 憲生君） では、公共下水道のあり方についての御質問にお答えをいたします。

防府市は御承知のとおり、都市計画法上の線引きを設定しておりまして、公共下水道は市街化区域を対象として整備を進めております。防府市では昭和33年に事業着手をいたしまして、約50年を経過しており、平成21年度末には人口普及率が58.1%となり、県平均値にはほぼ並ぶところまで上昇をしております。

現在の整備状況につきましては、中心市街地近郊の牟礼、右田、中関地域や周辺部の富海・西浦方面に向けての整備を進めております。

整備状況について、具体的に説明しますと、牟礼・右田・中関地域では、市道や開発道路などの面整備により、下水道への接続が進んでおります。

一方、富海や西浦地域につきましては、両地域へ向けた幹線管渠を整備をしております。

現在の事業費ベースで整備すれば、2ないし3年後には両地域に到達すると思われれます。議員御指摘のとおり、これから整備します周辺部におきましては、その地域のみを対象として検討すれば、家屋の密集度や人口密度が低いことから、事業費に対する効果は低い結果となります。

しかしながら、浄化センターをはじめ、今日までに整備済みの幹線管渠やマンホールポンプ等の施設は、これらの地域から流入して来る汚水量を流下・処理する規模として構築をしております。その一例ですが、富海地域には幹線約6,200メートル及び西浦地域へ向けた幹線約5,400メートルが整備済みとなっております。

浄化センターにつきましても、水処理や汚泥処理施設の構造物や機械・電気などの施設のほか、これらを築造するための土地は既に取得しております。

このような状況で、富海や西浦からの流入をとりやめるとした場合、整備済みの建設費

や土地取得に係る補助金の一部返還も想定されるところでございます。

また、申すまでもありませんけれども、富海、西浦にお住まいの住民の皆様方にとっては、公共下水道は待望の都市施設であり、そうした期待にこたえる意味からも、当初の計画どおり順次整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、今後整備を予定しております周辺地域の中の大道地域の整備手法につきましてお答えをいたします。

来年度から下水道事業は独立採算の基本理念のもと、健全経営を要請される地方公営企業法全部適用の公営企業に移行する予定としております。地方公営企業としての経営体質の強化の観点から、大道地域については、整備手法の再検討が必要と判断をいたしまして、担当者レベルではありますけれども、本年4月から検討に着手をしております。

公共下水道方式あるいは合併浄化槽方式について、費用対効果、経営効率、補助制度などを含めまして、大道地域に最もよい整備手法を確立すべく、今後、研究・検討してまいりたいと存じます。

次に、負担金を徴収し、下水管敷設がおこなわれている地域対策についての御質問でございますけれども、受益者負担金の賦課告示地域については、その地域のすべての公道及び私道に公共下水道管渠が敷設された後に告示をするのではなくて、市が公共下水道の敷設義務を持っております公道への敷設が終了した時点で賦課告示を行っております。

私道への下水道の敷設については、その私道に権利を持っておられる方が工事費を出して下水道管渠の敷設をするのが原則であると考えております。

しかしながら、私道への下水道管渠の敷設には、通常多額の工事費がかかるため、市では水洗化の促進のため、防府市私道の排水設備設置基準を定め、権利者すべての押印がある承諾書を添付した申請書の提出があれば、審査を行い、要件に該当する私道については、全額公費で下水道管渠の敷設を行っております。

公費での下水道管渠の敷設については、あくまでも申請主義をとっておりますので、権利者の承諾の押印がもらえないため、未申請となり、下水道受益者負担金を支払ったにもかかわらず、下水道に接続できない世帯があることは議員御指摘のとおりであります。その場合の下水道受益者負担金の還付については、法に基づいて瑕疵なく賦課をしております以上、還付することはできない取り扱いとなっております。

そうした未申請地域については、関係者の方から御相談があれば、接続に向けて法的な部分を含めまして、アドバイス等を行っておりますが、民間と民間の間のことでありまして、市が直接関与できない問題もあるため、その対応に苦慮しているのが現状であります。

未申請の地域につきましては、今後も関係者の相談を受けながら、接続に向けて努力を

してまいりたいと考えておりますので、制度の趣旨を御理解いただき、公共下水道の普及促進に御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、御質問をいただきました今の課題を抱えている地区及び該当戸数につきましては、現在7地区、80戸でございます。

以上です。

○副議長（松村 学君） 2番、土井議員、手短によろしく申し上げます。

○2番（土井 章君） 時間が過ぎましたので、最後にちょっとだけ。今答弁いただきましたが、このまま終わりますと答弁に了解をしたようですから、了解は全くしてないわけで、この第2ラウンドは9月議会でやるということを申し述べて質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○副議長（松村 学君） 以上で、2番、土井議員の質問を終わります。

○副議長（松村 学君） 次は、13番、三原議員。

〔13番 三原 昭治君 登壇〕

○13番（三原 昭治君） 民意クラブの三原昭治でございます。通告に従いまして、次の2点について質問いたします。

まず1点目は、豪雨災害の復興と防災対策の取り組みについてでございます。

昨年7月21日に防府市を襲った豪雨災害から、はや1年を迎えようとしております。その1年間の復興状況、また市長がことしを防災元年として位置づけ、安全で安心なまちづくりに取り組むとしているが、これまで具体的にどのような防災対策の取り組みをしてこられたのか、お尋ねいたします。

2点目は雇用対策について。

リーマンブラザーズの経営破たんによる世界同時不況以降、特に雇用問題は厳しい環境下にあります。

そこで、所信でもありましたが、住みたくなる防府の創造に向け、将来を担う若者たちが安心して働ける雇用の場の確保、環境が求められますが、市としてはどのような対策を考えておられるのか、お尋ねいたします。

なお、災害復興につきましては、同僚議員が既に質問し、答弁がありましたので、時間的なこともあると思いますので、これはお答えは要りません。

以上、壇上からの質問を終わります。

○副議長（松村 学君） 13番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、豪雨災害の復興と防災対策の取り組みについての御質問にお答えをいたしますが、大変手短な壇上からの御質問でございましたので、しっかり私が今から御答弁させていただくことが、御質問外のことまで触れておることがあるかもしれませんが、それはちょっとお許しをいただきたいと思います。

まず、豪雨災害の復興についてのお尋ねでございました。砂防堰堤につきましては、現在29カ所で建設が進められておりまして、「さっき壇上で、復興はよろしいと。答弁がありましたので」と呼ぶ者あり）そうですね。この辺はよろしいんですね、復興はよろしい。豪雨災害によって生じた家屋の全壊、半壊で、市営アパートや民間住宅などに入居しておられました市民の方々は66世帯ございましたが、生活再建支援制度を利用するなどして退去された方は49世帯いらっしゃいまして、今もなお17世帯の方が市営アパートなどに入居しておられます。

また、心のケアにつきましては、アパート等に入居されている方々の健康状態を確認するため、市の保健師が家庭訪問や電話相談を行い、必要に応じ専門の医療機関を紹介するなどしてきたところでございます。

今後も、被災されました市民の皆様方が、一日も早くもとの生活に戻れますよう、引き続き支援してまいりますとともに、復興に全力で取り組んでまいり所存でございますので、引き続き議員各位の御支援、御協力をお願い申し上げます。

次に、具体的な防災対策の取り組みについてのお尋ねでございました。御案内のとおり、ことしを防災元年としまして、市といたしましては防災体制の強化を図るため、本年4月から防災危機管理課に防災危機管理専門員を配置するとともに、職員2名の増員と7名の兼務職員を配置いたしているところでございます。

主な取り組みといたしましては、防府市豪雨災害検証委員会の検証を踏まえ、災害対策本部体制のあり方や情報収集、伝達の見直し、さらには避難所開設運営マニュアルをはじめ、各種マニュアルの見直し等を行い、去る6月3日には、本部詰め職員を対象に、図上訓練を実施したところでございます。

また、市民の皆様が各種災害に備えていただくため、昨年度作成いたしました土砂災害ハザードマップを市内全域の御家庭に、柳川・馬刀川ハザードマップを牟礼地域の御家庭に配布し、ハザードマップについて、各地域自治会連合会や単位自治会等への会合において説明いたしましたところでございます。

さらに、ゆれやすさマップ「地震編」を間もなくすべての御家庭に配布し、佐波川洪水ハザードマップにつきましては、本年度中に更新されたものでございますが、作成し、配布することとしております。

また、8月からは、各種ハザードマップと防災に関する手引などを収納できる防災ファイルを市内全域の御家庭に順次配付させていただくこととしております。

次に、情報伝達機能の充実といたしまして、災害時に同報系防災行政無線の、屋外拡声子局からのサイレンが聞きづらいという御意見がありましたことから、屋外拡声子局の増設、スピーカーの向きの変更、スピーカー出力の増強などの整備に着手いたしております。

また、この同報系防災行政無線を補完するものとして、FM放送とケーブルテレビの伝送路を利用して、緊急告知放送ができる防災ラジオを8月から配布することにしております。

さらには、災害時などの情報を迅速かつ的確に市民の皆様へお伝えするため、防府市メールサービスへの登録者の増加に取り組んでいるところでございます。

このほかに、防府市ホームページにおいて、気象情報や雨量、河川水位などを集約した情報を提供することや、ケーブルテレビによるデジタル放送化に対応した情報提供を行うなど、情報伝達体制の整備拡充を図っております。

また、市民の皆様におかれましても、防災に関する意識をお持ちいただくためには、さきに議決をいただきましたように、7月21日を防府市市民防災の日と定めるとともに、各自治会の自主防災組織の組織化につきまして、いまだに組織率が低い状況でございますので、市の職員を各自治会等に出向かせ、説明をさせていただいて、組織率を上げる努力してまいりたいと存じます。

今後とも、引き続き、一層の防災対策に取り組み、安心して安全なまちづくりに努めてまいり所存でございます。

残余の御質問につきましては、産業振興部長より答弁いたさせます。

○副議長（松村 学君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、先ほどの御説明の中で、メールサービスの登録増加に努めているということで、先般、同僚議員の高砂議員がメールサービスにつきまして、大変真剣に質問されていらっしゃいました。そこで、当然、もう私は、市の職員の方は、パーフェクトに全員登録されていると確信をしているわけですが、総務部長は把握していないということでした。そのことでちょっとお聞きしたいことが二、三点あります。

その前に、私も私なりに、今年の7月21日以降、大学の先生や専門の防災官の人たちと接触を持ちまして、いろいろ勉強させていただきました。まだまだ十分とは申しませんが、被災地に住む人間として、議員として、一生懸命取り組ませていただいておりますが、ここで防災元年ともおっしゃる市長さん、そのリーダーシップを担う者が途中で逃げ出す

わけにはいかないと、大変心強いお言葉を吐かれた市長さん、私はこれまで勉強した中で、どの専門家の方も、同じことを防災に対しての心得と申しますか、そこで、防災の二原則という言葉が使われます。御存じでしょうか。どうですか。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） そういうキャッチコピーでの言葉は知りません。具体的に教えてください。

○副議長（松村 学君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） これは防災に本気で取り組むと、必ずここには、どなたもこの二原則、この言葉に突き当たるはずです。それはまず、知識を得る。先ほど言いました情報もかねて知識を得ると。知識を得たら、即実行すること。この2つが大原則だということをご専門家の先生も言われます。まず防災に対しての知識を持って、災害に対しての知識を持って、持ったら即、実行しなさいということです。

そこで、先般、高砂議員が、これは大事なことですから、メールサービスが職員の方々に登録状況はどうだとお尋ねになったときに、把握してないということでしたが、あれから5日がたちました。把握されましたか。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 申しわけございません。まだ把握はいたしておりません。

○副議長（松村 学君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） まずこの1点からしても、取り組む姿勢というのが、大変私には疑問に感じます。それで、そのとき、総務部長がメールサービスを受けられない機種もある。そして迷惑メール拒否等であれば、それが受信、送信できない場合があるということをおっしゃいましたが、私、よくここはわからなかったのです。具体的に説明してください。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） これは私ごとで申しわけないんですけども、私が登録しようとしたときに、私はメールの迷惑メール防止機能を販売店のほうで設定していただきました。そういった関係がございまして、当初、迷惑メールのボックスに入っていたんですが、それが途中から何にも来なくなりまして、販売店のほうに行きまして、いろいろな操作をしていかないと、それが入るようにはできないということでございまして、そこで20分ばかり迷惑メールの解除といいますか、そういった処理をしていただきまして、入るようになったという状況を御説明いたしましたところでございます。

○13番（三原 昭治君） もう一つ、受け取れない機種。

○総務部長（阿川 雅夫君） 機種についてはないと思います。申しわけございません。そんな発言をしたのであれば、申しわけございませんでした。それは間違いでございます。

○副議長（松村 学君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） ここで皆さんに手を挙げてもらおうと思っておるんですが、そこまではする必要が私はないと思います。今、総務部長は個人的な見解でと。先ほど迷惑メールについて、この間の答弁では、あたかもできないように皆さん受け取られました。あるいは特定の指定ができるわけですよ、迷惑メールについては。十分これは対応できるんです。設定の仕方云々と言われましたが、私は不思議でやれんのは、あなたはこの防災の担当の課の総括なんです。十分そのぐらいの操作ぐらいわかって、先般もある佐波川流域の防災の関係の、国交省がやりました説明会、牛丸課長が終了後に、皆さんにこのメールを訴えておりました。そしてその場でやりますからと、大変いいことだなと、これは総務委員会で1度、指摘をしましたが、大変やる気を持って今やっぺらっぺらしています。その総括が使い方がわからないとか、登録の仕方がわからないでは、大変私は困ると思います。

それと、やはり職員はもう十分その態勢に入っておかなければいけないのに、まだ把握していないということは、私はいかがかなと思います。早急に把握していただきたい。私が調べた二、三課では、まだ登録していない職員が結構いました。大変残念です。市民に向けては登録しなさい、登録しなさいと、先ほども防災対策の一環として挙げられましたけど、市民に向けて、人にもものを強いるときには、まずみずからが率先して、私はやるべきだと思っております。

ぜひ早急に把握して、どういう呼びかけをされているのかと、職員さんに聞きましたら、そんなのは聞いたことがないと言われた方もいらっしゃいました。だから、徹底して、パーフェクトに、だからあの数字を見たときに、私は不思議でなりませんでした。職員数と家族の方を入れたら、当然すばらしい数字、すばらしいというより、あの数字にならないはずだなということも計算してみました。

ぜひ、これは大事なことですから、どこにいても、いつでも駆けつけられる、いつでも情報が得られるということは、大変すばらしい、私はシステムだと思っておりますので、ぜひこれは、要望でも何でもありません。やってください。よろしく。

それと、次の質問ですが、先ほどちょっと土井議員のほうから豪雨災害検証委員会ということで、質問がありましたが、これも第1回目がことしの1月20日、災害から半年おくれて、1月20日に設置されました。そして3回目が6月16日、3回目ですよ、終わっているわけじゃないですよ。そのときの委員長さんのあいさつ。ことしの梅雨には間に

合いませんでしたが、来年の梅雨には間に合うでしょう。大変私は寂しかったです。腹が立ちました。この体制は一体何なのか。何なんだと。これが本当に防災元年と言われる、リーダーシップを担うものが、途中で逃げ出してはいけないという、私はこの姿勢が、この検証委員会一つ見ても、いかがかと思います。

それにもう一つ、これも土井議員が以前指摘されたと思いますけど、検証委員会の中にどうして部長が委員でおられるのかと。検証を受ける側ではないのか。特に総務部長さん、あなたは、さっきも言いましたけど、危機管理課の総括なんです。この間、3回目も私、聞きに行っておりましたけど、全部聞きに行っておりますけど、委員だったらおかしいことはないですか。どう思われますか。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 検証委員会に部長等が出席しているのはどうかという御質問でございます。実は私は2回目までは事務局のほうで対応してまいったわけでございますけれども、その検証委員会を立ち上げたときに、市の職員を、幹部職員ですが、入れるということを判断いたしましたのは、そういった現場をよく知っているということで、委員長さんとさまざまな協議ができるのではないかと、委員の皆様とですね。そういったことでもって入れたわけでございます。ですから、私も、3回目のときには事務局のほうに座る、あるいは委員席に座るということで、いろいろ考えたんですがございませぬけれども、委員席のほうに一応座って、お聞きになられたことにお答えができる部分については答えていこうという形をとらせていただきました。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 2回までせつかくやられたのだから、3回もやられたらどうですか。これから、あなたがこの次、どのような判断をされるか、私にはわかりませんが、やっぱり事務局側ですよ。やっぱり受けるほうです。受けて、ちゃんと、本当、私は防災危機管理課の方々がいろいろな質問に対して、大変苦慮されている姿を見て、どうなのかと。そういう点は部長がきちっとカバーをして、やっぱり、すべきでしょう。そのための部長だと私は思いますので、しっかり考えて、どこに座るかということも考えていただきたい。

そして今、申しましたけど、もう梅雨に入っているわけです。梅雨に入ってから3回目の委員会、検証委員会、検証があって初めて対策、対応というのが講じられるわけです。講じるというよりは、対策対応がちゃんと策定できるわけです。もう梅雨ですよ。私はこの対応、本当に被災地の一人としまして、いろんなことを被災地の方とその都度お話をしま

す。でも、市長、あなたの自覚が欠けている、そして、被災者とか被災地に対する思いに欠けている、私はそういうふうに思っております。

例えば、昨年10月に、先ほどから出ております防災危機管理課、防災体制を強化するんだと、立ち上げられましたけど、以前は専任1人、兼任3人の、総務課内にあった防災対策室、それを格上げされて管理課にされ、専任4人、兼任7人の計11人と、私もうっかりしておりました。11人という言葉に目がいってしまいました。よくよく考えたら、実質上4人なんです。これまで7人の方が、専任の7人の方が、どのようなかわりを持ってこられたか、部長教えてくださいませ。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今、専任4人と言われたのは、職員、防災危機管理課、防災危機管理専門員含めて、（「昨年の10月」と呼ぶ者あり）10月ですか、申しわけございません。どのようにかかわってきたかということでございますけれども、10月1日に新たに防災危機管理課を設置いたしまして、ことしに向けてのいろいろな防災対応等々を検証に向けて課内で詰めてきたところでございます。（「兼任の方」と呼ぶ者あり）兼任ですか。兼任は総務課と（「兼任の方がどのようにかかわってきたか」と呼ぶ者あり）情報といたしますか、10月以降の雨対策等々にかかわってきております。例えば注意報、あるいは警報が出たときには、警報はなかったと思いますけれども、注意報が出たときには、各課のほうで待機したりとか、そういったことでかかわってきております。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） これ、別にかかわらなくても、当然のことをされているだけのことですよね、各課で。道路課とか河川港湾課、そういう警報が出たり、そういう危機が迫ってきたりすると、これまでも、当然そのような体制をとられてきたわけです。この4人で一体、本当に、この3月まで、先ほどは増員されたと、2人増員されて、専門員を置かれたと。そのこともちょっとお聞きしますけど、4人で、3月まで、具体的にどのようなことをされたか、もう1回。今度は4人、専任の4人の方が、10月から3月まで、どのような災害に対する対応をされてきたか、ちょっと教えてくださいませ。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 4人の専任がどのような仕事をしてきたかということでございますけれども、災害発生以降、いろいろな情報を整理する中で、各種マニュアルの見直し等々を行ってきているところでございます。

○副議長（松村 学君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 昨年10月に立ち上げてから、田島の不発弾の処理にかかりましたね、不発弾の処理。これが12月までかかりましたよね、12月まで。災害に対する対応は、この4人はこの12月までできてないですよ。じゃないんですか。不発弾の処理じゃないんですか。例えば撤去に要する設計とか、国や県との調整、不発弾が見つかったと言われる直径300メートル以内の地元住民への説明、これは12月までかかったと言っておりました、4人で。だからその間は、この災害の対応はできなかったということによろしいですね。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） おっしゃるように、確かに不発弾の処理という問題もございましたが、職員は並行してやっていたと思っております。

○副議長（松村 学君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） いいです。思っているという言葉は、現場をきちっと見てないということに当てはまると思います。こうだということをはっきり言われるのが、私は統括だと思います。

さて、次の質問でございますが、先ほど壇上の答弁の中で、この4月から専任職員を2人増員し、専門官を置いたということでしたが、先月、国交省が佐波川流域の右田、小野などの自治会長さんらを集めて、災害研修、研修会を開かれました。そのときに、私は担当の職員の方に専門官の方はどなたですかと。私はごあいさつをしようと思いました。きょうは来ていらっしゃいませんということでした。後日、避難所となる公民館の館長さんたちを集めて、部長も出ていらっしゃいましたね、1号館の3階だったか、あの奥でやったとき、あのときも私、姿を見ておりません。これはどういうことなのかなというので、担当のほうへ聞きますと、嘱託職員ですから、15日勤務ですと。で、いいんですね、それで。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 勤務形態はそのとおりでございます。

○副議長（松村 学君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 何とかし、これでは梅雨までに間に合わそうという気持ちが全く見られないんです。せつかく4月から専門官、でもこの専門官も、よくよく考えたら、事後的対応の専門官なんです。本当に防災というものを把握されている方ではない。たしか元自衛官ですか。災害派遣を担当されていたということで、どういう選定をされたのかなということは思いました。せめて、きちんとみんな整うまで、私は通常勤務と一緒に、せつかく専門官という名のつく人を採用したんですから、15日だから、これには出

られません。15日過ぎると出ません。これはおかしな話です。本当に私は、だんだんだんだん、いろいろ調べる中で、日ごろはすごく冷静なんですけど、少し頭に血が上り始めました。この体制の中で、私、ことしは大変雨が多い。専門の方に聞きましたら、この梅雨前線と申しますか、雨を降らす雲が大変怖い位置にあると。これは恐らくまた大きなのが来ますよと。可能性は十分ですよと。先般、宮崎に降りましたね、あれが来なくてよかったねと言われました。今の対応が、防災ラジオにしても、いろんなものにしても、みんな8月、8月、8月という言葉が出ました。私は災害があることは全く願っておりませんが、これまでの対応が、彼岸過ぎての麦の肥にならないことを本当に願うだけです。ということで、これはいいです、次の項に。先ほど、もう一つ、図上訓練を6月3日に、市長、されたと申されましたね、6月3日に。初めて訓練という言葉を、災害後から聞いたんですけど、この訓練の内容と申しますか、組み立てと申しますか、これはどなたがされたか。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 防災危機管理課専門員と協議して決めました。

○副議長（松村 学君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 専門員の方と協議をして決められたということでしたが……。それで、7月21日の午前5時から午後9時までの総雨量が275ミリ、1時間雨量は71ミリと、本当にこの忌まわしい大雨によって災害が起こったわけですが、この図上訓練は、大変おかしな訓練、間違った訓練ではないですか。たしか、これ市長さんにお尋ねしますが、この訓練で災害対策本部を立ち上げられましたね、本部を。そしてあなたが前回いろいろ問題と申しますか、話題になりました避難勧告の指示、これはいつの時点で出されましたか。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 聞き取れなかったもので、もう一回教えてください。

○副議長（松村 学君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 図上訓練の、今、お話をしているわけです。図上訓練において、どの段階で避難勧告を出されたかというのをお聞きします。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 御質問に的確にお答えできているかどうかわかりませんが、図上訓練の上で、マニュアルに沿ってと申しますか、体制が随分変わったねという形で中を見て、これは何するところ、これはこう、そうなの、そうなのというようなことから始めて、そして一連の流れの中で、総務部長からこの段階で避難勧告の発令をしてく

れという進言に基づいて、出したところでございます。

それと、ちょっと関連で、話させていただきますが、防災危機管理課の現実、現状の取り組みについては、議員と観点は若干違うかも知れませんが、私もかなりの危機感を実は持っております、選挙が終わってから、直ちにこの組織の見直しを、実は指示をいたしているところでございます。

そして、正確に私は7月1日から発令ということもちょっと言ったのですが、議会中に発令をする形になるからというようなことで、8月1日からなるろうかと思いますが、防災危機管理課の内部を若干充実させていこうと、こういうふうに思っております。

それから、先ほど来からお話のあります防災危機の、せっかく入っていただいております管理専門員につきましても、例えば議長の許可もいただきながらのことでございますが、防災関係の御質問などが一般質問である場合には、この専門員をこの席へ同席させて状況をよく聞いておかせるとか、あるいはそれなりの委員会にも出席をさせるとかというような形にしていかななくてはいけないなというようなことを、実は内々では話をしているところでございますので、いろいろな御指摘をちょうだいしながら、試行錯誤ではございますが一刻も早くという気持ちにおいては変わりはないので、どうか御理解をいただきますようお願いいたします。

○副議長（松村 学君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 一刻も早くということだったので、恐らく、私は一刻も早くだったら、昨年の災害後が一刻も早くだったというように認識をしております。

それで、先ほど避難勧告はいつ出されましたかとお尋ねしましたが、9時にたしか、これ、開始して、1分後に出されたはずです。ここでよく、皆さんもよく聞いていただきたい。先ほど私は総雨量が275ミリ、1時間雨量は71ミリと申しました。この想定概要によりますと、訓練は3日ですよ。6月1日から継続的に降り、3日間、早朝までの、現在までの積算雨量が多い所で180ミリに達してると、ありますね。前線の活動が活発になり、この前線に向かって南から暖かい空気が流入し、過去最大の集中豪雨、100年に1回ぐらいのこと、防府市では。ここからですよ、1日の総雨量が280ミリ、もう超してますね、前回は。最大雨量が80ミリ、これも超してますよね。1日から積算雨量460ミリ、これも超してますよね。それで、この12月に改訂されたという防府市避難勧告等判断基準伝達マニュアルの中に、避難勧告等の判断基準とあります。今、この図上訓練で想定された部分はどこに当てはまりますか。教えてください。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） もろもろのデータをいきますと、もう直ちに避難勧告かと

いう形になろうかと思います。

○副議長（松村 学君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） もっと真剣に、訓練やるんだったらやってくださいよ。もうこの時点で出てるはずなんです。当然、立ち上げる前、市長が今、避難勧告を出したという前に、もう出てなければいけないんですよ。何かね、前回の災害が全く私、教訓とされてないような気がいたしますよ。一体これはどういうことなのかと。本当に首をかしげるというか、啞然としますね。もう当然、こういうマニュアルもつくられて、確かに私、9月の質問だったですか、去年の。数値を皆つくったらどうかと、よそはつくってるよということで、早速つくっていただいて、大変私はうれしく思っておりました。しかし、今回の訓練を見て、何だこれと。ただ文書で、ペーパーに起こしただけで、全く実践的なものじゃない。いや、実践的な訓練をやってないじゃないかと思います。

それで、市長、あなたはこの訓練の途中に不在になりましたね、本部から。どうですか、どこに行かれてましたか。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私は、3日のころは選挙が終わった直後でもございましたし、かなり体調もよくなかったと記憶をしております、その後、公務がどういう形であったのか、今、私の記憶の中にはございません。

○副議長（松村 学君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 記憶の中にないのなら、私が記憶をよみがえらせてあげましょう。あなたはマスコミ関係、特にテレビ局の方から不在だという声が上がりました。どうなんだということで上がりました。そのときあなたは廊下で電話をされておりました。それを目撃したマスコミの方もいらっしゃいます。恐らく現地からそういう情報が入ったのかなと私は思いましたけど、現地にはまだ、これは訓練ですから、だれも連絡はないと思いますが、これ、本当におかしな話ですよ。

去年、あなたは西浦に行かれた、早朝。そのときの答弁が、どなた様がおられるかわからない。不都合があつてはいけないので、私は出向いて、早々に切り上げて帰ってきました。現場の最高指揮官がいらっしゃらない。不都合があると、これは館長なりその職員に言って、不都合があつてはいけないので、名前をちゃんとお聞きし、住所をお聞きし、電話番号をお聞きし、後日、私が行っておわびしますのと。それで当然済むことなんです。私はその対応が脳裏に浮かびまして、今回のその訓練の中でいらっしゃらなかったということに、本当に、本当に愕然としております。

もう一つ、これはあなた、あなたも私もそうですけど、高校時代、野球をやっておりま

したね。練習の際の心得というのがあります。監督、部長から毎日のように言われておりました。それをちょっと思い出してください。覚えていらっしゃるでしょうか。

○副議長（松村 学君） 市長、どうですか。13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 恐らく遠い過去の話ですから覚えていらっしゃると思いますが、私はそのときに習った、教えていただいたこと、きのう、野村監督がNHKでやっておりました。大変、恩師の言葉とか、いろんな言葉を出して涙が出るような、きのう、ちょっと、いろんな、いい番組でありましたけど、私もそれと重なっていろんなことを考えましたが、練習のための練習はやるなど、いつも口を酸っぱく言われました。いつも試合と思え、その場で試合が始まったと思えということ言われてきました。これ以上、言いませんけど、ぜひそのことをもう一度心に刻んで、これは野球だけじゃありません。すべてに言えます。心に刻んで、きちんと対応していただきたいと。

次の質問に入ります。この5月に、私は右田地区の被災地である勝坂、神里、市上の人たちと一緒に、梅雨入りを前に備えようということで、防災関係の専門家を招いて勉強会、研修会を行いました。約2時間程度でありましたが、大変私は、またわからないこと、私が見てなかったことも教えていただき、大変、すごく勉強になりました。

ところで、私、いろんなことを職員の方に質問したりするんですが、十分なお答えがよく返ってこない。なぜかなというのを不思議に思います。多分、当然私たちもそういう地元で、被災地で研修会を受けておるわけですから、市の、市長をはじめ、職員の方々もそういう防災に対する研修を受けていらっしゃると思います。どのような形で受けられているでしょうか。ちょっと教えていただきたいと思います。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 一般職員に対する研修ということでございますが、先ほど御案内にございました、お話でもございました6月15日に避難所、こちらに対応する職員の研修と申しますか、避難所の開設あるいは運営マニュアルを説明したり、公民館の職員の方にあわせて御参集をいただいて御説明もいたしましたし、また学校関係者の方にもお集まりいただいて説明をしたところでございます。今、現時点で図上訓練あるいは、先ほど言いましたそれぞれのマニュアルに従っての説明会あるいは内容の取り組み方針の周知と申しますか、そういったことで対応いたしております。

○副議長（松村 学君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 私が言ってるのは、あなたが今、言われたのは、自分たちがつくったものの説明会、説明会。私が言ってるのは、私たち被災地では、専門家を招いて、まず防災のメカニズム、災害のメカニズムから始まり、その対応の仕方等々を勉強したわ

けです。そういうことはされましたかということお尋ねしております。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 全体の職員に対してということで、一堂に会してということはいたしておりません。今、自主防災組織を立ち上げるに当たりまして、いろいろ地域に出向いてお願いもしてるわけでございます。そうした中で、山大の瀧本先生のほうにもいろいろお話をさせていただいてるところでございます。私も個人的ではございますけれども、自分の地域で開催されたときには行って、お話を聞かせていただいて、ああ、なるほどなど、またワークショップ等々にも参加して、地域の皆様との連携も深めていかなければならないなという認識をいたしたところでございます。

○副議長（松村 学君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 要するにやってないということですね、職員を対象に、本家本元の市民の安心・安全を守る職員さんたちに対してはやってないと。これ、本当にもう、あんまり質問するのがだんだん嫌になるんですけど、当然のことですよ、これ、みんな。あんだけの災害が起きたんですから。

それともう一つ、9月議会の私の質問の中で、この災害というのは、恐らく私もそうですけど、担当される職員の方々も初めての体験、経験によってどのように対応していいかわからないと思うけど、どこか他市の類似的な災害が起きたところの事例等で、その後の対応とか、対策とか、いろいろお聞きになりましたかと言ったときに、もとの総務部長さんが、あそこにいらっしゃいますけど、間違っって長野県の岡谷市と言われましたけど、広島市の消防局でお尋ねになった。そこまではよかったんですけど、その後の言葉に私は愕然としました。どのような手法でお尋ねになりましたかと、電話でということで、そこで、私は市長に対してどう思うかと、どう思われますかということをお尋ねしたとき、市長は、現地に足を運び、見聞を広めることが必要、そして能力を高めると、常々要望しておるということをお尋ねしていらっしゃいました。大変これも私は心強い、当たり前のお話ですけど、そうだなと思いましたが、せめて担当職員の方はどこかに行かれたと思うんですけど、どここの自治体に行って見聞を広めてこられたか、ちょっとお聞かせください。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 具体的に自治体をとすることは、行ってはおりません。自治体ということではないんですけれども、私も広島の、今言う電波管理局といいますか、そういったところに行って、いろいろ防災行政無線の仕組みとか、そういったことを職員と2人で参りまして、勉強させていただいたことはございます。いろいろ岡谷市さんとか水俣市さん、電話連絡等々で今、議員がおっしゃいましたけれども、電話じゃだめだという

ことなんでございましょうけれども、いろんな災害後の取り組み状況、こういったことについての御享受はいただいているところでございます。

○副議長（松村 学君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 今、もちろん電話じゃだめです。やっぱり現地に行って、よう目と目を合わせて、そして現場を見てこないと、これはわかりませんよ、言葉だけでは。私は近々、広島市の佐伯市ですか、この間、テレビでやってました。大変いいのを、いろいろ、地元も行政もいい防災体制をとってるというのをテレビでやっておりました。そこで、今、一応問い合わせて、自治会長さんの電話番号まで聞いております。そこへぜひ行って、私はお話を聞いてこようと思います。そのときにはぜひ担当職員の方も、私は同行したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、次に、私はこの豪雨災害について9月、12月、3月、すべての災害後の一般質問で、いろいろただしております。その中で、私が最も訴えたいのは、究極の防災という点を訴えております。それ、覚えていらっしゃるね、究極の防災、私がるる御説明しましたけど。いいです。聞いたらまた、わかりませんと言われたらショックですから。究極の防災ということですが、先ほどの研修会の話をちょっとさせていただきたいんですが、いろいろ部長は部長なりに勉強されてるということでありましたので、その当時、研修会のときにある御年配者、おじいちゃんという言葉がいいのか悪いのかわかりませんが、御高齢者がその当日、災害の当日、これは市上にお住まいです。孫2人を連れて、車に乗せたと。そして、国道262号へ向かって逃げようとした。すると、そこへ消防署員が立っていてここは通れませんと、危ないですよと言われて本当に私は助かったと言われていました。その消防署員の方がいらっしゃらなければ私は行ってたと。孫ともども私は今、存在しないと。そして、思い返し、もう向きが変えられないのでバックを始めた。すると、剣川はもうすごいはん濫をして、道がどこやらわからんようになった。おりた、車からおりて逃げようとしたら、足を滑らせて水に流されかけた。たまたまそこへ近所の方がいらっしゃって助けてくれた。本当にこれ、怖かったという話をされました。そこで、そのおじいちゃんが、わしゃ、そういう場合、どうやって逃げたらええんかと、私はどのようにして逃げたらいいか教えてくださいということでしたが、どうして逃げたらいいと思いますか。どのようにして逃げたら。いいです、いいです。ね、答えにくい。

○副議長（松村 学君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） いいです、いいです。私、さっき究極の防災ということで、覚えていらっしゃるかって言ったのはそこなんです。とにかく逃げようやと。おじいちゃんに、これ、専門の方もいらっしゃいましたが、私はしゃしゃり出て、手を挙げて、

専門家の方に、申しわけない、これ、私、一生懸命、今、勉強してますので、私に答えさせてくださいと、お答えさせていただきました。簡単なことですよと、おじいちゃん。おじいちゃんは危なくなつて逃げたからいけんかった。危なくなる前に逃げればよかった。ああ、そうかと。後日、電話がかかりました。その場で、ひとつ私の考え、究極の防災というお話もさせていただきました。とにかく私は、ずっと訴えております自主避難体制をきちっと確立して、そして、率先避難体制もできた、防府市でしよう。まず命を守ることを率先してやろう。これが一番の防災だということを私は訴えてきましたが、この自主避難に対する体制、その後、どのようにされているか、お尋ねいたします。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 自主避難体制のことについてでございますけれども、今、ただいま自主避難対応につきましては警報が出た時点で、右田と小野地域につきましては公民館、右田につきましては福祉センターも含めてでございますけれども、3カ所に職員を配置して、いつでも自主避難が受けられるように、体制を整えているところでございます。

○副議長（松村 学君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 指摘したり、怒ったりばかりじゃありません、ありがとうございます。私は避難所にも行ってみました。きちんと職員の方はもう来ていらっしゃって、避難された方の家にも行ってみました。大変喜んでいらっしゃいました。ありがたいと。一人の方は一晩泊まって、次の日、帰られました。本当に安心だということで、よく言うちよってくださいということまで言われました。ああ、これで十分、自主避難体制がとれ、これからどんどんこういう形がきちんと確立されればいいなと思った矢先、今回の、6月27日じゃなくて5月の23日、これも警報が出ましたよね。このときはまだ十分ではなかったと思いますよ。十分な対応はされてなかったと思います。されてなかったし、地元の自治会長さんに電話をされたりなんかして、かなり戸惑うたと思います。雨の状況はどうかって聞かれて、見に来いということも言ったという方もいらっしゃいました。ふざけとるという話もありました。それはいいですよ。それはまたやりますけど。

今、自主避難体制をとられたと。洪水警報が出たときには自主避難体制をとっておりますということには、大変私も喜んでおりますし、そして避難体制確立の第一歩だなど。全国に向けて防府市が初めて率先避難体制の確立をとったと。そこには、私が言いましたアルファ米も置いてありました。公民館ですから、わずかですけど、毛布もありました。いいことだなど、これをぜひやっていただきたいと思っておりましたが、5月25日付で各自治会長あてに届いた大雨洪水警報発表時の自主避難体制についてという文書を見て、何

か、いいのかなという思いがしました。その内容は、右田地域については――恐らく小野の方にも、これは同じ地域に来てると思いますが、右田地域については、現在工事中であり、危険な状況に置かれていることから、工事が完了するまでの間、大雨洪水警報が発令された場合は自主避難体制をとりますが、というのがあります。私は、ここで大変首をかしげたのが、工事が完了するまでの間というのに私は目が行きました。これはどういうことなんですか。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 当面、先ほどもありました、まず5月23日の対応から今、警戒が出た時点で自主避難に対する対応を強めていこうというようなことにしたわけでございます。その中で自治会長のほうに、まずは連絡文書を出して、きちんと自主避難が、今、議員おっしゃるように、自主的に早目早目の対応が、避難をしていただけるようにということが第一だろうということで、周知を含めて文書を出したところでございます。その中に、当面工事というような文書、言葉が入っておりますのは、今現在が復興中でありまして、その復興状況を勘案した場合に、自主避難に心がけてくださいという文書にしたいんでございます。

よその避難所につきましても、今現時点では、自主避難の申し出があれば職員を配置して自主避難所につきましてもは開放、設置するというような方向で、この前、先ほど申しました6月15日の避難所開設担当者職員の担当者の説明会でも申ししておりますので、工事が終わりましたも、自主避難者があれば、そのように対応してまいります。

○副議長（松村 学君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 今、ちょっと言葉がおかしい、自主避難者があれば対応してまいると、今、言われましたが、じゃあ、大雨洪水警報が出された場合はというのは自主避難体制をとりますということは、それ要請、要望があればとるという考え方ですか。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） ちょっと言葉がまずかったと思いますが、いわゆる大雨洪水警報等々が出て、自主避難等が当然出てくるであろうという場合に、まずこれは避難所をあけんにやいけませんので、まずは御連絡等々を、いわゆる自治会長さんとかに連絡しながら、いろいろ把握にも努めてまいりますので、そういった形で、もし自主避難という申し出があれば直ちに対応できる体制をとってまいります。

○副議長（松村 学君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） 私も言葉がよく、頭が悪いのでちょっと解読できないんですが、今現在行ってる大雨洪水警報が発令された場合は、自主避難体制をとりますよと、工

事が終わろうが終わるまあがとりますよということにとらえていいですね。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 避難所を開設する準備体制を整えるということで御理解いただきたいと思います。

○副議長（松村 学君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） それでは、もうこれからは自主避難体制は十分、防府市の場合はオーケーと、大丈夫ですよということでもいいですね。というのが、今、先般の質問の中で砂防堰堤など、ダムですかね、そういうもの等が整備されてるということで、国交省の担当の方とお話ししましたら、砂防堰堤などの対策は、より災害を防ぐためにつくるものであって、パーフェクトのものではございませんということをおっしゃって、待てよ、現在工事中のためというのがありましたので、そうじゃないよと、どこがどう崩れるかわからない。特に今、十分もう御承知だと思いますけど、右田の山はどこが崩れてもおかしくない。もう専門の方が口を酸っぱくして言われております。不安要素がたくさんあるんだよということをおっしゃってあります。今、言われたような自主避難体制、これからはとられると、もう防府市では大雨洪水警報が出た場合はやりますよということで、私の大きな願いであった自主避難体制がまず一つ確立されたことを認識いたします。

そこで、もう一点、これは私にも関係あることでありますけど、やはり自主避難体制というのは機敏な共同の認識が必要なんです。市の場合は今、行政はこれからは大雨洪水警報が出た場合は体制をとりますよということをおっしゃっていただきましたので、これからは市民に向けて、そういう認識が私は必要だと思います。そこで、先般、6月27日に、262が交通どめになりましたよね。私、あのときに御連絡もいただいたし、サービスメールでも入ってきましたし、いろいろ見てみましたが、ここでも、ひとつ対応がものすごくおそいのがあったのは、県のホームページには7時にもう載ってたんですね。県のホームページには。防府市は10時に載ってました。この3時間というもの、大変大きなまた災害が起こるという可能性があります。私、この時点でもう避難準備が出るのかなと、出してもいいんじゃないかということも思いましたが、そういうことは考えられませんでしたか。交通どめするぐらいだから、これは危ないよということからされたと思いますけど、ここはどうですか。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） ホームページへの掲載がおくれたことについてはおわび申し上げます。

それと、262が、国道が通行どめになるという情報を私どもが受けたのが5時ごろで

ございました。それから、現在、設置しております部長等、10名からなるんですけども、調整会議というものを設けておまして、その招集をいたしまして、その中で、これまでの積算雨量、県では130ミリを超えたから国道をとめますよという通知でございましたが、その130ミリを超えたこと、それと今後の雨量状況、先ほどもありましたように積算雨量による基準というものを勘案したときに避難準備情報を出す基準にはないという判断を調整会議でいたしましたので、まずは住民の方への周知、これを重点的に行う配慮をとったところでございます。

以上です。

○副議長（松村 学君） 13番、三原議員。

○13番（三原 昭治君） わかりました。もう時間が来ました。広報車等を使われて5月23日にはそれはなかったんですが、6月27日にはそういう体制もとられたということで私は大変ありがたく思っております。

最後になります。もう一度体制について最後に、5月23日の大雨洪水警報が出たときの防災危機管理課の体制、これ職員6名の方が夕方に出て来られました。部長も出て来られましたよね。それから、いろいろ气象台なり県、自衛隊等の気象情報を得たり、いろんなところに連絡したり、やられて大体12時前に解除をされたので帰られました。その職員さんたちは、そして1人を残して帰られました。その職員、部長もそうでしょうけど、次の8時15分にはもう、また出勤です。1人残された方は交代して昼まで仮眠をとられて、また出て来られたそうです。しっかりこういうことを考えて、体制をきちっと整えて、私は本腰を入れてきちんとやっぱりやっていただきたい。もう本当言うたら遅いですよ、私からすれば。本当にくどいようですが、市長、選挙でも言われましたけど、リーダーシップを担う者が途中で投げ出すわけにはいかないと、その気持ちをきちっと心に刻んで、もっと機敏な、もっと本腰を入れて、もっと思いを入れて対応していただきたいということで、ちょっと時間が過ぎましたが、私の質問を終わります。次の質問はまた、次やりませう。

○副議長（松村 学君） はい、わかりました。

以上で、13番、三原議員の質問を終わります。

ここで昼食のため13時5分まで休憩いたします。

午後0時 5分 休憩

午後1時 3分 開議

○副議長（松村 学君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

暑いという方もいらっしゃいましたので、上着をとられても結構でございます。

次は、22番、田中健次議員。

〔22番 田中 健次君 登壇〕

○22番（田中 健次君） それでは、通告に従いまして質問をいたします。

質問の第1は、公会計改革についてであります。

公会計改革については、今年の6月議会で一度質問いたしました。そのときの御答弁では、財務書類4表については平成20年度決算について、平成21年度中に総務省方式改訂モデルで作成するというものでありました。この答弁に従い、平成20年度決算の財務書類4表、つまりこれまで作成してきたバランスシート、行政コスト計算書のほかに、新たに純資産変動計算書、資金収支計算書を加えた4表について、普通会計ベースと連結会計ベースで作成され、既に市ホームページで公表されております。担当課の御努力に敬意を表するものであります。

連結ベースの財務書類では、これまで議会で審議をしてきた特別会計、事業会計のほか一部事務組合・広域連合、土地開発公社、第三セクターなど15団体の会計が連結する形で示され、これまでは普通会計ベースで論じられてきた財政状況をより全体的に、より透明に議論できるものとなってきているように感じられます。

このうちバランスシートでは、財源の調達先を右側の貸方に、財源の用途を左側の借方に示し、この調達先のうち、負債とは将来世代の負担であり、他方、純資産は現役と過去の世代の負担であり、世代間の負担比率もここから示すことができます。

行政コスト計算書は、行政コスト合計から直接の受益者負担を除き、市税や補助金で賄う金額がどれだけかを把握する財務書類となります。昨年までの総務省旧方式では経常収益として計上していた税収や国・県補助金を、改訂モデルでは純資産変動計算書に計上するなど、これまでと算定の仕方に違いが見られます。

また、純資産変動計算書は、バランスシートに計上されている純資産が1年間でどのように変動したかを示しております。資金収支計算書は、資金の流れと残高を示し、資金収支を経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支の3つに分けて分類し、投資的経費をどの財源で賄っているか、負担を将来に先送りしていないかなどを見ることができます。

そこで、具体的な質問に入りますが、1番目に、防府市の平成20年度財務書類4表について、どう自己評価しているのか、お伺いをいたします。

2番目に、他市と比較して財務書類をどう分析しているのかお伺いします。

3番目に、有形固定資産の評価は、段階的に進めることとなりますが、今後の考え方に

ついてお伺いをいたします。

質問の第2は、本議会でこれまでも同僚議員からも質問がされておりますが、市民100人委員会についてであります。

3月議会一般質問の中で、私は市民100人委員会の設置は市長等執行機関への市民参加の拡充であり、評価する趣旨の発言をしていますが、100人委員会の活動が停滞している滋賀県守山市の事例、100人委員会と市が大学誘致に関する情報公開で質問書と回答を数回やりとりし、その後、中断している事例などもあり、こうした事例を目にすると、現時点ではむしろ疑問を感じております。

そこで、1番目に、どのような形でつくられるのか、その概要を明らかにしていただきたいと思っております。

2番目に、無作為抽出による市民参加手法、「プラーヌクスツェレ」を取り上げるべきではないかということでもあります。住民基本台帳から無作為で選ばれた一般市民によるまちづくり討議会が、この数年間に飛躍的に各地で開催されてきています。この無作為抽出による市民参加手法はドイツで始まったため、ドイツ語をそのまま片仮名表記して「プラーヌクスツェレ」、あるいは日本で広まる中で市民討議会とも呼ばれています。

この方法は、物言わぬ市民や声なき声を取り上げるための新たな市民参加の手法で、無作為に抽出した住民に郵便で参加を呼びかけ、応募した人には報酬を支払い、仕事として意見を出していただくというやり方で、5%程度の応募者があると言われております。これまでの市民参加は、手を挙げた人が市民代表と擬せられていましたが、参加者が固定化し、市民を代表していないとの疑念も出てまいっております。

2006年、東京都三鷹市で開催された「みたかまちづくりディスカッション2006」について述べた日経グローバル、2006年10月2日号の記事で、「参加者の最高齢は71歳、最年少は18歳で、男女比率や職業の多様性など、公募型では見られない、社会全体を反映する幅広い参加者構成になっている」と報告されております。この「プラーヌクスツェレ」による市民討議会を各地で広めている市民討議会推進ネットワークが、昨年6月時点で把握している各地の開催状況は、茨城、神奈川、群馬、千葉、東京、栃木、山梨、埼玉、静岡、愛知、岐阜、新潟、北海道の13都道県で、52市区2町にもなっております。

防府市でも市民参加を考えるのであれば、団体の代表や公募による市民100人委員会ではなく、無作為抽出の市民による市民討議会を取り上げるべきではないかと思っておりますが、この点についての御見解をお伺いいたします。

質問の第3は、小学校給食の食器選定・導入についてであります。

給食食器の問題については、中学校給食センターの食器の材質をどうするかということで、私は2005年、平成17年の9月議会で、ポリエチレンナフタレートを原料とするPEN食器よりも強化磁器食器が安全性の面でも、コスト的にも有利であると述べ、磁器食器の採用を求めました。その際には、今後、総合的に判断して決めたいとの御答弁でした。その後、11月の教育民生委員会所管事務調査では、PEN食器を採用したいとの教育委員会の考え方が示されましたが、ほとんどの委員が強化磁器食器の採用を求め、教育民生委員会としては教育委員会に再検討を求めました。その後、給食センターの食器としては強化磁器食器とすることが決まり、翌年の9月から中学校給食がスタートし、現在に至っております。

小学校の食器については、これまではアルマイトとステンレスの食器を使っておりますが、材質の改善は以前から求められており、今年度予算にその経費が計上されておりました。ところで、市教育委員会は、この6月21日に防府市小学校給食食器選定委員会を開催し、たった一度の会議でPEN食器を採用することを決めたというふうにお聞きしました。

そこで、具体的な質問に入りますが、1番目に、選定と導入について、これまでどのように取り組み、今後どのようなスケジュールで行うのかお伺いいたします。また、選定について、他市の例では4回程度の会議を開催して答申を出していますが、本当に食器の選定は一度の会議で決めたのか、どうしてそんなに急ぐのか、御見解をお伺いいたします。

2番目に、プラスチック食器は安全上の問題があるのではないかとということでもあります。5年前の一般質問でも述べましたが、日本消費者連盟の消費者レポート2002年6月7日号で、「メーカーの水を使った溶出試験（60℃、30分）では、溶出物があることが確認されています」、とされ、食器の材質として食器から何か溶出することは望ましいことではないとの記事が見られます。また、新聞報道では、徳島市が強化磁器製、PEN樹脂製、PET樹脂製などを検討していましたが、安全性の面から強化磁器を選択していることもその場で述べました。

また、給食食器にPEN樹脂を採用したのは世界で初めてとメーカーのホームページに書かれていることも私は述べましたが、毎日熱風乾燥するという厳しい条件で使用いたします。同じメーカーのホームページには直射日光、紫外線、殺菌灯に対してはバツであると、薄く黄変すると書いてあります。こうした点を前回の一般質問で指摘いたしました。こうしたプラスチックが安全と言えるのか疑問がありますが、いかがお考えでしょうか。

執行部の真摯な御答弁をお願いをいたしまして、壇上からの質問を終わります。

○副議長（松村 学君） 22番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、市民100人委員会についての御質問にお答えをいたします。

このたび私が提案しております市民100人委員会の設置につきましては、市民が主役の市政を実現するための手法として、市民の皆様にお示ししたものでございます。私が目指しております市民100人委員会は、市民参画と協働によるまちづくりを推進するため、市民の皆様が主体となって、地域の課題や行政の施策について御協議いただき、それらに対する御提案をいただくための組織と考えております。

市民100人委員会の運営内容といたしましては、委員会に複数の部会を設置しまして、分野ごと、あるいはテーマごとに御協議いただくこととして、開催は全体会を含め年5回程度と考えております。

また、この部会のテーマにつきましては、市から提示するものと、市民100人委員会の中から提出されるものがあるかと思いますが、これについては双方で協議した上で決定していただくよう考えております。

委員につきましては、市民からの公募、学識経験者、各種団体等からの選任を考えております。また、公募委員の募集方法につきましては、これまで同様、市広報及び市ホームページによる募集のほか、先ほど議員から御提案のありました住民自治の手法として使われております無作為抽出による委員を選定していく方法もぜひ検討させていただきたいと考えております。

今後の予定といたしましては、今年度中に制度を整備しまして、平成23年度に市民100人委員会を設置したいと考えておりますが、この市民100人委員会はゼロからのスタートとなりますので、設置に向けて十分な検討が必要でありまして、まずは設立準備委員会を設置することなども視野に入れて、十分協議を行ってまいりたいと考えております。制度の概要がまとまりましたら、議会にも御説明したいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、財務部長、教育部長より答弁いたさせます。

○副議長（松村 学君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） まだ、制度的にこれから設計されるということでもありますので、今時点でなかなかお答えが難しいところもあるかと思いますが、一つは、これをつくるときに条例として設置をするのか、あるいは要綱をつくって、この100人委員会を設置するのかということについては、ぜひ今時点のお考えをお示し願いたいと思います。

と申しますのは、この問題は議員定数の削減の話とセットというような形で出てきてお

るわけでありませぬ。必ずしもそうでない面もあるのかもしれないけれども、もしそういうことであれば、やはり条例にしておかないと、これは議員定数がどういう形になるのかわかりませぬが、仮にもし削減された場合に、市長がかわれば、新しい市長さんはこういうことはやりませぬというふうになれば、議員定数の削減だけが残ってしまうという形になりますので、きちっとした制度としてすべきであれば、むしろ条例としてやらなければ、設置をしななければならないのじゃないかと思うんですが、この点どうでしょうか。

それから、2つ目に、初日に他の議員が質問されて、それについての新聞報道がもう既に活字になっておりますけれども、来年度に設置というような形で先ほど答弁もありませんけれども、いう形で準備すると。議員定数削減の問題、これから議論するわけですが、議員定数削減にならないとこれは提案をしないのか。あるいは、これは市民参加の手法として、市民の参加と協働というのは今後、大事な、大きな政策課題でありますから議員定数削減ということをきっかけでやるわけですがけれども、定数がどういう形になろうともこれはやるのかやらないのか、この2点について、まずお聞かせください。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 大変難しいといひますか、大きい問題だと思っております。壇上でも申し上げましたが、市民参画という、あるいは協働という観点から、大変私は時代に合った、魅力のある制度であると、このように思っているわけですが、私自身の発想の原点を正直に申し上げますと、市議会議員さんの数が大幅に減少してきて、それに伴って市民の皆様方のお声が私どもに入りにくくなるのではないかという一部の懸念を持っておられる方も中にございますので、私は必ずしもそうだとはいっておりませぬのですけれども、そういうお考えの方にとっては、そうか、市民100人委員会ということではっきり意見を述べ、提案していく場面もあるのかということ御理解もいただいていると思っておりますし、私は両面の感覚の中で、この市民100人委員会というのは考えていかねばならないと思っておりますし、去る3月議会において田中健次議員がこの市民100人委員会というものについて評価された御発言がございましたこと、私もよく記憶にあるわけございまして、そういう御意見なども踏まえながら今後対応してまいらねばならないと、このように思っております。

それから、条例でいくのか要綱でいくのかということにつきましては、今その辺も含めて検討中ございます。御理解のほどお願い申し上げます。

○副議長（松村 学君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 今時点のお考えということでは、聞きました。それで、もう少しお聞きしたいのは、市民が提案をするという形ということでお聞きしましたけれども、

そうなる施策の実行というのは計画、それから実行、評価というような形、いわゆるプラン・ドゥ・チェックというようなサイクルをくるわけですが、この中の計画という段階でかかると、こういう考え方でいいのかどうかということが一つです。

そのことだけちょっとお聞きしたいのと、それと市民100人委員会という名前の組織が他の自治体にもあります。ちょっと見る限り、何をするのかというのがあいまいなわけですね。というのは、100人委員会という外形的な、中身の話じゃない、外側の100人という人数のほうに目がいくような名称がついておりますので、100人という数にびっくりするというか、そうびっくりする必要ないのかもしれませんが、そのことに目が行くということで、何をするのかというのがもうちょっとあいまいなんですけれども、この辺についてどういうお考え方なのか。

他の、例えば守山市では意見聴取型、それから政策提案型という形で、2つのタイプのことをするんだと、2つの機能を持たせていると、こういうふうに言っておりますが、片方は、市が計画を立案するときに全体に意見をお聞きすると、それから、もう一つの政策提案型は、当初は部会という形で政策をつくってもらうというような形でしたけれども、今は自主研究グループという形で政策提案をお願いすると、こんなふうになっておりますが、その辺についてももう少し詳しいことを、今時点でわかる範囲で構いませんのでお答え願えればと思います。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私も、今いろいろ考えをめぐらしているところでございますが、議員がお話になられた計画という段階からかかわっていく部門もあろうと思いますし、これまでの市の政策について、それを俎上に上げてあれこれと議論を展開する局面もあるのではないかと思いますので、今おっしゃった、守山市ような方法というふうにおっしゃったわけでございますが、私、守山市のことを研究しておりませんが、そういうふうな形になろうかなと。

いずれにしても設立準備委員会を立ち上げまして、その中でいろいろな方々の御意見をしっかり耳に入れ、参考にさせていただきながら進めていきたいと思っております。執行部の者もしっかり協議が、市民の代表の方々と協議ができていく形をとるにはどうしたらいいかということについて、研究をさせていただきたいと思っております。

○副議長（松村 学君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 今、守山市の例を挙げましたけれども、守山市が例を挙げるのに適当なところであったかどうか、正直言って、余り、守山市の場合もうまくいってないようであります。というのは、行政研究部会、行政のあり方の部会が自治基本条例のよ

うな素案をつくったんですけれども、市のほうがそれを、すぐそのまま提言を受け入れることができなかったというような形で、何人かの方がそこから、グループから別のグループをつくって出ていくというようなことがあったり、それから、そのほかの部会も出席者がだんだん少なくなって、公募型という形で始められたようなんですけれども、それで部会の出席者も3分の1ぐらいしか出ないような形にだんだんなってくると、年をとるごとに、追うごとに。それで、それでは困るというんで何とか停滞を、もとに戻したいということで、再登録というような形をしたら70人ちょっとおられた100人委員会の方が半減をしてしまったと。30人ちょっとになって、それで全体会の会議録、それから幹事会とか運営委員会の会議録がホームページに出てますけども、全体会に出席するのが15人前後だというような形ですので、どうかなというふうに思ったりしております。

それから、あとインターネットで100人委員会って出てきた、もう一つの例が日向市でありますけれども、日向市は平成12年にスタートしたんですが、当初200人でスタートしたけれども、現在では登録者数25人に減少してると。それで、ここは、先ほど言いましたように、大学誘致に関する質問書をこの100人委員会と市のほうが3度ほどやりとりして、その後、これまでの取り組みというのが何もない。それから、4年ぐらいたって何もあとホームページに書いてないわけですから、うまくいってないのかなというような、こういう事例を見ました。

それで、最近のものでいくと、京都市が平成20年の9月に設立したんですが、これはNPO団体に委託をするという形で2つのNPO団体が連合体をつくってやってるようですが、ここは運営の事務局が選定する委員を80人、公募委員が20名という形でしております。反響が多くて実際はそれの5割増しの人数でスタートされたようなんですけれども、要するにこういうふうに書いてあります。「運営事務局を担う2つのNPO団体がこれまでの活動経験より蓄積されたネットワークを最大限駆使することで、これまで行政だけでは選任することができなかった幅広い層からの市民の参加を実現するとともに」と。だから、公募だとか、そういうもので集め切れないような人をそういうNPOの市民団体のネットワークで集めていると。こういうところが多分新しい方向ではないかと思うんですね、100人委員会というようなものの中の。

同じような形で100人委員会、見たら、松江市がありましたけども、松江市の100人委員会というのは、参加できるのは20代と30代までだと。40代以上の人は100人委員会には参加できませんと。サポーターになってくださいという形で、これは若者を市政に結集するというような手法だと思います。

そういうことを考えていくと、私、公募だとか、市がいろんな各種団体にお願いするん

ではなくて、先ほど言いました無作為抽出というような形で市民の意見を聞いていくというのが、一つの100人委員会の中でも時代の流れじゃないかというふうに感じますので、その辺だけ意見として申し上げて、この項は終わりたいと思います。

○副議長（松村 学君） 次に、公会計改革について答弁を求めます。財務部長。

○財務部長（本廣 繁君） 公会計改革についての御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、平成19年10月17日に総務省自治財政局長から各自治体に対して「公会計の整備推進」についての通知があり、平成21年度中に貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務書類4表を公表することとされましたことから、本市におきましても平成20年度決算について総務省方式改訂モデルでの作業を進め、昨年11月末をめどに公表する予定にしておりました。しかしながら、昨年7月に発生しました豪雨災害への対応や政権交代による予算編成への対応などから分析作業がおくれ、普通会計及び特別会計や、市が一定割合以上を出資している関係法人までを対象とした連結財務書類を合わせた8表を本年3月末に市ホームページに公表したところでございます。

初めに、防府市の平成20年度財務書類4表について、どう自己評価しているかとの御質問でございますが、本市の財務情報につきましては、決算書や主要事業の成果報告書及び附属書類で確認することができますし、市のホームページや市広報で広く一般に公表しているところでございます。また、その内容から、平成20年度の普通会計の決算につきましては、約340億6,000万円の歳出に対しまして、歳入は約350億9,000万円となり、歳入歳出差引額は約10億3,000万円の黒字決算になっていることがわかります。これに加えて財務書類4表を作成することにより、これまでの財政運営の結果である市の資産や借入金等のストック情報、また、行政サービスの提供に要したコスト情報等、従来の単年度の決算書だけでは見えにくかった財務情報を補うことができるようになりました。

その財務書類4表の一つであります貸借対照表では、平成20年度の普通会計の資産総額はおよそ1,648億円で、市民1人当たりでは約139万2,000円の資産を有していることとなります。

一方、負債総額はおよそ429億円で、市民1人当たりでは約36万2,000円の将来負担を抱えていることとなりますが、負債の中で最も大きな割合を占める地方債残高は、過去10年間減少を続けており、財務書類の負債総額も、前年度から約19億円減少しております。

このほかにも道路、学校、庁舎やその敷地など、市が行政サービスを提供するために所

有している公共資産の総額に対する負債のうち、地方債残高の割合は約22%で、今後将来世代の負担で債務を返済していかなければならないことがわかります。

また、普通会計だけでなく特別会計や、市が一定割合以上を出資している関係法人までを対象とした連結財務書類では、資産総額はおよそ2,378億円で、市民1人当たりでは約201万円となっております。

一方、連結の負債総額はおよそ785億円で、市民1人当たりでは約66万3,000円の将来負担となっており、連結することにより水道事業会計や公共下水道事業特別会計での借入金加わるため、負債の増加率は資産の増加率を上回ることが明らかとなり、改めて特別会計の事業活動規模の大きさが浮き彫りになるなどの評価ができるようになりました。

次に、他市と比較して財務書類をどう分析しているかとの御質問でございますが、県内各市がホームページで公表しておりますデータをもとに、財務書類4表から試算できる額及び比率で比較することにより、各市の財務の特徴がわかります。しかしながら、今回は各市ともすべてのデータが公表されているわけではありませんので、詳細な分析をすることはできませんでした。今後、正確な分析を可能とするため、財務書類の公表データの統一化に向け、県内13市の財政主管課長会議等を活用して、意見調整を図ってまいりたいと存じます。

3点目の、今後の考え方についての御質問でございますが、本市の財務書類4表は、総務省方式改訂モデルを採用しておりますので、固定資産の評価情報につきましては段階的に整備してまいります。このうち売却可能資産につきましては、既に評価を終了し、約3億3,700万円を計上しております。また、昨年度で事業用資産の評価情報整備をほぼ終了しましたので、今年度以降につきましてはインフラ資産、構築物等の評価情報の整備を順次実施することにしております。

なお、平成21年度の財務書類4表につきましては、平成21年度決算統計及び財政健全化判断比率の分析作業が終了次第、作成する予定にしておりますので、年内には市ホームページに公表することができるものと考えております。

今後は、この公表に合わせて、平成20年度との経年比較及び県内の類似団体との比較分析を行うとともに、活用方法を検討してまいりたいと考えております。

また、財務書類の見方等につきましては、議員の皆様方に対しまして勉強会を開催するとともに、市民の皆様方から御要望があれば、「聞いて得するふるさと講座」を活用し、勉強会を開催するなど、より透明性の高い、わかりやすい財政状況の公表に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 時間の関係もありますので、簡単に私のほうから2点ほど気づきだけ言っておきたいと思います。

一つは、壇上でも言いましたけれども、連結になったということで、今までは普通会計ベースで市の財政がこんなよくなりましたという話を財政状況の報告という形でよく受けておったんですけれども、それに対して、いや、特別会計の下水だとか、そういうところで市債残高がどんどん増えてるじゃないかと、こんなことを私は言っておりましたけども、それが、例えば具体的にあらわれてるのが普通会計ベースでは、先ほどの将来世代が負担する負債、これ、36万円です。それから、これまでの世代あるいは現役世代までが、これまで負担してきたお金が103万円、普通会計では現役が103万円で、将来の負担が36万円です。ところが、連結にすると、これまでの負担が135万円で、将来の負担が66万円という形になるわけです。計算しておわかりになるように、そうすると連結される普通会計以外のものについては32万円と30万円という、ほぼ半々の負担割合になっていくわけですね。そういう形で少し全体的な姿が見えてくるんじゃないかと、このことを一つ申し上げたいと思います。

それから、行政コスト計算書と純資産変動計算書、これは、いわゆる民間会計でいく、この2つ合わせたものが損益計算書になるわけですね。バランスシートは貸借対照表でありますし、資金収支計算書はキャッシュフロー計算書であります。この損益計算書に当たる行政コスト計算書と純資産変動計算書の中で純資産の変動高、20年度で純資産がどれだけ増えたかというのを見ると12億円増えているわけですね。市民1人に対して見れば1万円であります。12億円という金額だけ20年度で純資産が増えた。これは行政コストにもっとお金をかけることができたけれども、その分ほどかけなかったので12億円純資産が増えたということだろうと思いますので、この金額などを見ると1億5,000万円、議員の定数を減らすとかいうことをしなくても、ここにちゃんとお金があるじゃないかと、12億円あるじゃないかと、こういうふうに思いますので、この点を指摘しておきたいと思います。

以上で、この項については終わります。

○副議長（松村 学君） 次に、小学校給食の食器選定導入について答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 小学校給食の食器選定についての御質問にお答えいたします。

小学校給食の食器につきましては、給食開始以来、アルマイト食器を使用してまいりました。これまでに児童や保護者の皆様を始め、学校関係者、議員の皆様からは食器をかえてほしいなどの御要望や御意見をいただいております、食器の更新は長年の懸案でございましたが、今年度から計画的に更新に着手することとしております。

食器の選定に当たりましては、安全面、食育面などの観点から食器の材質などを検討する必要があります、広く御意見を伺うため、保護者や学校関係者などで構成する防府市小学校給食食器選定委員会を設置いたしました。この食器選定委員会は、本年6月21日に開催され、強化磁器食器、PEN食器——これはポリエチレンナフタレート樹脂製の食器でございます。ABS食器——これはアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン樹脂製の食器でございますが、これらの食器について安全性、重さや耐久性、配膳等に係る児童への負担などの面から、また食育等教育の面から種々協議・検討され、当日の会議におきまして、委員会としての意見がまとめられたところでございます。

委員会の議論では、委員それぞれの立場からの御意見が出されましたが、児童が食器を運ぶ際の負担が少なく、割れることによる危険性のない樹脂製の食器が望ましいとされ、本市や他市の使用状況から、結論としてPEN食器が選定されたところでございます。

なお、食器の種類と枚数につきましては、椀2枚と皿1枚の計3枚を使用することとしております。

防府市教育委員会といたしましては、食器選定委員会の結果を踏まえまして、今後、食器の更新を進めてまいりたいと考えております。

スケジュールといたしましては、本年度は華浦小学校1校の食器の更新と、小野共同調理場の椀1枚の追加を2学期から実施できるよう準備を進め、その他の小学校につきましては、本年度の実施状況を検証し、来年度から順次実施してまいります。

また、プラスチック食器の安全性についてですが、今回選定されましたPEN食器につきましては、メーカーの仕様書では、環境ホルモンが疑われる原材料や酸化防止剤等の添加剤が使用されておらず、各検査機関による検査結果からも検出されておりませんので、安全なものであると考えているところでございます。

○副議長（松村 学君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 私がこの一般質問でしておるから必要ないと言われればそうかもしれませんが、議会の、例えば所管する教育民生委員会の委員にはどういう形で、あるいは委員会にはどういう形で今後、説明をするのか。この学校給食というのは所管事務調査という形で、閉会中も審査ができるような形の項目に挙げておるわけですがけれども、この辺はきちっと報告がされるべきであると思いますが、その辺の考え方についてお伺い

をしたいと思います。それだけ、まず聞きましょう。

○副議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） このたびの食器選定の経緯等につきましては、教育民生委員会の所管事務調査において御説明させていただきたいというふうに思っております。

○副議長（松村 学君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） プラスチックの食品包装容器という形になるんだと思うんですが、器具もしくは容器包装ですか、そういう形で、これは食品衛生法に基づいて、厚生省告示第370号という形で規格基準というのがあります。実は、規格基準で、こういうものは使っちゃいけないとかいろいろあるわけですが、このPEN食器でポリエチレンナフタレートという部分については、そんなに使われないプラスチック樹脂でありますので、いわゆる一般規格しかなくて、個別規格というのがないわけですね。もう少し一般的なフェノール樹脂とかメラミン樹脂あるいはポリエチレンとかポリプロピレンを中心とするような樹脂だとか、そういうものは個別規格があるんですけども、このポリエチレンナフタレートは規格がありません。それで、そういう規格が、個別規格がないものは、例えばこの基準の中で清涼飲料水の容器包装、清涼飲料水の容器なんかには使ってはいけないと、こういうものになっております。

例えば、このPEN樹脂で、今ペットボトルのようなものがありますけども、PENボトルというようなものをつくって、それに清涼飲料水を入れてやるということは、この基準に違反をするわけでありまして。清涼飲料水の容器としては、使ってはいけないというものになっております。

それから、あるいはコップ販売付き自動販売機または清涼飲料水全自動調理機に収められる清涼飲料水の原液の運搬器具または容器包装、自動販売機でペットボトルとか缶コーヒーが出てくるのではなくて、紙コップを入れて、そこにジュースだとか清涼飲料水が出てくるものがあるわけですが、その自動販売機の中に入れる、保管しておく容器包装の原料には、このPEN樹脂は使ってはいけないと、こういうふうになっておるわけです。あるいは、それを運ぶ、原液を運ぶための運搬器具としてPEN樹脂のそういう運搬器具は使ってはならないと。そういう個別規格があるものでないと、それは使ってはいけないというふうに、この厚生省告示370号ではあるんですけども、使っていいのは、例えば、さっき言った紙コップのほうですね。プラスチックのコップもありますから、あるいはその中で半分調理するような形で物が出てくるようなものもありますが、そういうものの容器としては使っていいけれども、先ほど言いました清涼飲料水あるいは清涼飲料水を紙コップでとるような、保管するほうの容器、こういうものには使うことができないわけです。

けれども、そういうものを使うということについてどうお考えなんでしょうか。非常に何か心配をするわけですけども、どうでしょうか。

○副議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 子どもたちが使う食器でございますので、その安全性につきましては十分協議をしていただきまして、また検討してるわけでございます。

まず、食品衛生法による検査でございますが、このPEN食器につきましては一般規格の検査でございます。具体的に申しますとカドミウム、鉛が検出されないことというふうになっております。議員御指摘の件だと思んですけど、平成11年ごろ、4年から5年使用したポリカーボネート樹脂製の食器からビスフェノールAというんですかね、環境ホルモンが出たというような話も出ております。それで、環境ホルモンにつきましては60数種類ほど問題があるというのが示されているわけでございますが、その中から樹脂製のものから出る可能性があるというのが何点かございまして、これにつきましてはメーカーが検査機関によってお願いをして、検査をされております。その結果を見ますと、どういう検査をしたかというわけでございますが、ビスフェノールAとか、フタル酸エステル、この関係でございますが、これについては検出されないというふうな結果が出てるところでございます。

それと、公共団体でございますが、北九州市では、平成14年からこのPEN食器を使っていっちゃいます。独自に平成15年から毎年度検査を行っておられます。これもビスフェノールAとフタル酸エステル系、それとノニルフェノールでございますけど、これにつきましても検出されていないという結果が出ているところでございます。これらを総合いたしまして、委員会のほうでは判断をされたというふうに考えております。

○副議長（松村 学君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 環境ホルモンでそういうものがあるというのは私もわかりますよ。ただ、ポリエチレンナフタレートという、ややこしいことは余り言いたくないんですが、ベンゼン環が2つ、横にくっついたのがナフタリン環というんですけども、ナフタレン環ですか。だから、そういうものがこのポリエチレンナフタレートの骨格部分であるわけですけども、そういうものから、さっき言ったような環境ホルモンが出ないことはわかってるんです。それから、鉛だとかそういうものも出ることはあり得ないんです、普通考えれば。

ただ、私が言ってるのは、清涼飲料水の容器に使ってはならないというふうに今なってるようなもので、何で食器を選定しなくちゃいけないのかと。自動販売機の原水だとかそういうものをためておく、その容器にPEN樹脂は使ってはならないというのに、何でそ

ういう樹脂を使うのかということです。個別規格がないとそういうものには使えないというふうな食品衛生法上の基準があるのに、何であえてそういうものに使っちゃいけないP E N樹脂のものを使うのか。個別規格があつて安全なものであれば、仮にプラスチックがよいとしても、個別規格があつて一定の基準をクリアしてるならいいんだけど、個別規格がなくて、そういうものには使っちゃなりませんという、なぜそういう材質の食器をあえて選定するのかということですから。

○副議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 今、安全性の面からのみお答えしたんでございますけど、選定委員会におかれましてはその安全性はもちろんのこと、重さとか割れやすいとか、いろんな角度、教育的な角度から、いろんな角度から検討されたわけでございます。その中で一番多くあつた意見につきましては、確かに強化磁器につきましては教育上はいいと、割れることも教えなくちゃいけないという御意見もございました。しかしながら、やはり割れると鋭利な角ができてくるとか、それから小学校の低学年においては、これ35人クラスであれば35枚を運ぶわけでございますので、大変重いというふうなお話もございました。それとまた、給食調理員の方も委員でいらっしゃったんですけど、やはり洗ったりするのもかなり神経を使うというふうな御意見もいっぱいございました。

もう一方、私ども平成16年から小野共同調理場でP E N食器を使っております。そこでのアンケート調査、それから富海小学校では強化磁器を使っておりますので、そのアンケート結果、それに基づきまして最終的に、総合的に小学生であればP E N食器、いわゆるプラスチック製がいいだろうというふうに判断されたものとして認識しております。

以上です。

○副議長（松村 学君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） もうこの点は、あえてお答えにならないのか、そういうことを知らなかったのかどうかわかりませんが、清涼飲料水に使っていけないような容器で食器をつくるわけですよね。そのことは問題があるんじゃないかということ指摘をしておきたいと思います。

それから、P E N食器をつくってるのは、これは世界で1社しかないと思うんですが、三信化工という。そうするとこれは随意契約で結ぶということになるわけでしょうか。

○副議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 今、私ども食器の選定につきまして、今、委員会で選定をしていただいたわけでございますので、今後はこれに基づいて契約等になると思いますが、そのところにつきましてはまだはっきり決めておりません。

○副議長（松村 学君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 食器の業者さんは何社もあるんですか。1社しかないと思うんです、つくってるところは。

○副議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 今、私どもがパンフレットとかいろいろ調べたのが三信化工株式会社でございます。ちょっとその辺はまだ確認をしておりませんので、申しわけございません。

○副議長（松村 学君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） そういうこともひっくるめて食器の選定をしないといけないと思うんですよね。これで華浦小学校でスタートするのかもしれませんが、それで段階的にどんどんいって行くわけですよね。市内全部の食器をそういう形で、随意契約でするようなことであれば、これもまたちょっと問題があるんじゃないかと思imasので、ちょっと答弁になりませんが、この辺は再検討していただくように求めたいと思います。

それで、例えばそういう意味でいけば、磁器食器がやっぱり一番好ましいんじゃないかと思うんですけれども、これ2005年の8月に、私が当時の議会事務局の職員さんをお願いして強化磁器食器を使っている自治体にアンケートをお願いして、9つぐらいの市から回答をいただきました。磁器食器は重たいということで、その辺について問題があるのかというようなことをアンケートしましたけれども、使っている自治体は特に問題はない。ただ、一つはやっぱり重たくなるのでかごを、今まで1つだったのを2つ、あるいは3つもあるのかもしれませんが、そういう形でそれを分けているというようなことがありました。それから、やはり破損することもあるようですけれども、これはそれなりに、的確に対応されてるということで、子どもさんですから、間違っ、がたっと床に落として、1枚、2枚じゃなくてかなり割れた場合の対応もそれなりに考えているとかいうようなことがあります。

教育委員会は、食育というのはやはり、そういうふうに食器は割れるもんだということもひっくるめて教えるのが教育だと思うんですよね。さっきのような話だと、教育委員会ではなくて学校管理委員会ですね、いかに管理をうまくしていくかということじゃなくて、子どもをそういうふうに育てていくという形で、ぜひ、普通家庭で使っている食器を学校でも使おうと。そのためにはどうすればいいのかということで、設備的なものとか、かごの数を、形とか、変えるとか、そういうことが必要だと思いますが、日常使用しているものが使えるように整備していくというのが、これが基本的な姿だろうと思いますので、その辺、ちょっともう一度再検討をお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○副議長（松村 学君） 以上で、22番、田中健次議員の質問を終わります。

○副議長（松村 学君） 次は、24番、山下議員。

〔24番 山下 和明君 登壇〕

○24番（山下 和明君） 最後の質問となりました。どうぞよろしくお願いを申し上げます。通告の順に質問をいたします。

期日前投票についてであります。

期日前投票制度は、公職選挙法改正により平成15年12月1日から施行されております。選挙人名簿に登録されている市区町村と同じ市区町村において有権者が投票する場合について、要件を緩和する形で新しく設けられた制度であります。

選挙の投票日に投票できない有権者が、公示日または告示日の翌日から投票日の前日までの期間に選挙人名簿に登録されている市区町村と同じ市区町村において投票することができる仕組みとなっております。投票時間は原則として期間中の毎日、午前8時30分から20時までで、平日、土曜日、日曜日、祝日、休日のどの日であっても同じ時間帯となっており、本市も同様の対応がされているところであります。

本市の最初の適用は、平成16年7月11日に執行された参議院選挙からで、このたびの参議院選挙を含めると期日前投票は施行して6年、11回目を迎えます。

そこでお尋ねいたします。本市の期日前投票は市役所4号館2階会議室、1カ所に集中させていますが、山口県内の市、町では期日前投票所を分散し、期日前会場も20カ所を超える市もあります。本市の期日前投票者人数も年々増加傾向にあり、昨年の衆議院選挙では1万2,000人を超えてきております。また、投票者に対し、占める割合は18.19%でありました。市民からも現状に即した期日前投票所を増やせないのかといった声も伺っております。本市の期日前投票所が混雑している市役所1カ所としているため、自家用車や交通手段のない方、そして富海、西浦、大道、小野方面の方からすれば、期日前投票に来られる市役所までのその道のりは、何らかの負担にあると考えます。期日前投票については、推進している立場にある以上、投票しやすい環境を有権者に提供しなければなりません。そこで、どこの会場でも期日前投票ができる投票所を周辺に何カ所か開設できないものかお伺いいたします。

次は、コミュニティバス導入についてであります。

市内の路線バスを中心とした生活交通の維持及び活性化策として、防府市生活交通活性化計画が平成21年3月に策定されたところであります。同計画の期間は平成21年度から平成25年度までの5年間とし、取り組みの状況や社会情勢の変化に合わせた計画とす

るために必要に応じて見直しを行うことが明記されています。生活交通活性化計画にはコミュニティバスや乗り合いタクシー等の新たな交通サービスも含まれておりますが、同計画の方向性については、路線バスを柱に置き、活性化することを最優先事項として取り組んでいくとしております。しかし、路線バスの活性化に取り組む中で、利用率やコスト面から路線バスを運行させることが現実的でない場合において、コミュニティバス等の新たな交通サービスの導入は検討していく必要があると明記されているだけで、今後の方向性については何ら示されていないのであります。

路線バスの現状は自家用車が普及するにつれ、路線バス利用者は減少傾向にあり、路線維持の補助金も平成19年度以降は約3,000万円と年々補助額も上昇しております、どこまで増加していくのか見通しも立たない状況下であります。平成21年度、22年度は同計画に基づき、路線バスの新設や変更、利用促進を目的としたPR等の取り組みが開始されたところであります。動き出した同計画の中ではコミュニティバスについては表に出てくるほどの施策はないと思っておりました。そうした状況下の中、路線バスの活性化に向けた計画が動き出したにもかかわらず、松浦市長は本年1月の記者会見で市長選挙出馬表明と、その公約項目の中にコミュニティバスの導入を掲げられました。

そこで、路線バスとの整合性についてお尋ねをいたします。路線バスの補助金は年々増加傾向にあるが、コミュニティバスの導入がされると、活性化しようとする路線バス事業を圧迫し、さらなる補助額も想定されます。また、コミュニティバス導入となれば、それなりの多額な財源が必要となってまいります。コミュニティバス導入によってお互いの事業がかみ合っていくのか、財源を含めた路線バスとの整合性はどうか考えておられるのか、お伺いいたします。

以上で壇上にての質問は終わります。

○副議長（松村 学君） 24番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） まず、期日前投票についての御質問にお答えをいたします。

平成15年6月の公職選挙法の改正により導入されました期日前投票制度は、選挙人の投票環境を整えるため、名簿登録地の地区町村における不在者投票制度を改め、選挙の当日に投票することが困難であると見込まれる選挙人の投票を当該選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において行わせることができるものとする制度でございます。

この期日前投票所でございますが、市を例にとりますと、期日前投票を行う場所として、市役所又は市の選挙管理委員会の指定した場所に期日前投票所が設けられます。期日前投

票所は市に最低1カ所以上設けることとなっております、2カ所以上の期日前投票所を設けるか否か、あるいは2カ所以上の期日前投票所を設けた場合の当該期日前投票所の設置期間、当該期日前投票所の開閉時間については、市の選挙管理委員会が任意に決定できることとなっております。

また、期日前投票所を2カ所以上設けた場合、一つの期日前投票所において投票を行うことができる選挙人の範囲については、住所地より区分し、限定をかけることも可能であるし、特に限定せず市の全区域を対象とすることも可能となっております。

ところで、本市の期日前投票所でございますが、議員御指摘のとおり、期日前投票所は市役所4号館2階会議室の1カ所のみとなっております。県内では本市と下松市の2市でございますが、2市に共通する事由としては、市町村合併を行っていないため、従来の投票エリアに変更がないこと、また投票エリアが比較的狭いということが考えられます。

本市における期日前投票者数の推移を見ますと、制度が始まった当初に比べ、着実に増加する傾向にあり、期日前投票制度が多くの人々の皆さんに周知され、活用されているものと思われまます。

しかしながら、近年の投票率の低下傾向にかんがみ、また、今後、高齢化社会の到来が予想されることから、選挙人の皆さんが投票しやすい環境をさらに整えていくことが必要であると思っております。確かに期日前投票所の増設には、二重投票を防止するための技術的な問題をはじめ、費用あるいは人的な配置の問題等、課題もございますが、私といたしましては、議員御指摘のように、期日前投票所の増設について、前向きに検討していく必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても、期日前投票所の増設につきましては、市の選挙管理委員会の中で御協議いただき、方向性についてお決めいただくこととなりますので、議員におかれましては御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、コミュニティバスの導入についての御質問にお答えいたします。

生活交通の中でとりわけ路線バスについては、買い物、通院、通学など、市民の皆様の日常生活を支える上で大切な交通手段でございます。中でも、高齢者や学生など、車を運転しない人にとりましては、特に大切な移動手段であり、また、車に比べ環境に優しく、だれでも利用できることから、急速な高齢化の進行や地球温暖化をはじめとする環境問題を背景として、その必要性が高まっております。

このような中で、路線バスを維持し、その活性化を図っていくことは大変重要な行政課題でありまして、私はこのたびの市長選挙において、公約の一つに生活バス路線の確保を掲げてまいりました。議員御案内のとおり、本市においては、昨年度から防府市生活交通

活性化計画に基づきまして、まずは生活バス路線の確保を図ることを重点に、利便性向上に向けた取り組み、利用促進に向けた取り組み、守り育てる体制づくりに向けた取り組みを進めております。

平成21年度の主な取り組みとして、昨年11月には路線バスの利用促進に向けまして、初めて「生活交通利用促進週間」を実施いたしました。この中で交通事業者の御協力によりまして、期間中は路線バスを半額で利用できるバス半額券を市広報等に添付するなど、路線バスに乗るきっかけとなるよう啓発を行ったところでございます。

また、路線バスの利便性向上に向けまして、運行経路の改善に取り組みまして、路線の新設や見直しについて、交通事業者と協議を進めた結果、本年4月から西浦の黄金通りなど、路線バスが走っていない地域について、2路線が新規に開設されるとともに、観光交流・回遊拠点施設「まちの駅」のオープンに合わせまして、1路線の経路変更が実現いたしましたところでございます。

今後も生活バス路線を確保するため、防府市生活交通活性化計画に掲げる「みんなで守り、育てる地域の財産 生活交通」を基本目標としまして、交通事業者、市民、行政が連携して、路線バスの活性化に向けた取り組みを積極的に推進してまいります。

御質問のコミュニティバスの導入についてでございますが、路線バスの活性化に取り組む中で、状況によって、路線バスの代替交通手段として、また、生活交通確保の手段として、コミュニティバス等の新たな交通サービスの導入を検討することとしており、このことは「防府市生活交通活性化計画」に取組項目として挙げてもいるところでございます。

先ほど申し上げましたが、まずは生活バス路線を確保していくことが重要でありまして、コミュニティバスの運行には多額の経費がかかることも承知しておりますので、議員定数の半減が実現した場合には、「防府市生活交通活性化計画」との整合性を十分に図り、このバス路線を補完する形でのコミュニティバスの運行についても導入を考えていきたいと思っております。

なお、コミュニティバスの導入に当たりましては、タクシー等の他の交通サービスとの関係や、利用者の利便性と運行に要する経費との関係などを調整する必要がございますので、整合性のとれた交通体系としてコミュニティバスを運行することができれば、さらに生活交通の活性化につながるものと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（松村 学君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 1点目が期日前投票についてであります。御答弁の中にもありましたが、課題もあるが必要があるということで、前向きな御答弁をいただいたとこ

るであります。どうぞよろしく願いをいたします。

その件について、もう少し、期日前投票を今、推進しておられるわけでありまして、巡回車で呼びかけをしておられるわけでありましたが、期日前投票の推進活動について力を入れておられると思いますけれども、その効果について、こういった形で出ているのか、その点についてももう少し詳しくお願いをしたいということ。

で、現在7月11日の参議院選挙が今執行されております。本日の新聞情報では、10日間の、県全体ではあるけれども、前回比と比べて期日前投票が1.15倍、山口県で、なっているという記事がありました。で、前回、2007年と比べて、防府市においては、どの程度の推移になっているのか、あわせてお伺いをしたいと思います。

○副議長（松村 学君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋 光之君） それでは、選挙管理委員会の事務局のほうからお答えさせていただきます。

まず、初めの御質問でございますが、今、選挙管理委員会の広報活動といたしましては、議員御指摘がございましたように、巡回車でございますね。それとあとは市広報、それから、ホームページ、それから、市役所にお出でになった方への庁内放送ですね。それから、あと大型スーパー、2件ありますが、そこでお客様がいらっしゃいましたときに店内放送というんですか、それをお願いをいたしております。それから、市内の企業30社、これを回りましてお願いをしているところでございます。それから、「FMわっしょい」とか、いろいろな取り組みをいたしておりますが、一番大きいのは、これはちょっと啓発活動かどうかはあれなんです、入場券等がありますね、入場はがきというんですか、その裏にかなり大きい文字で期日前投票という、PRといいましょうか、それを今、印刷をしております。で、来られた方にちょっと伺ってみたら、その情報といいましょうか、それが結構、期日前投票に多くいらっしゃる、そういうきっかけになっておるということはよくお話をされておりますので、一番やっぱり効果があるのは、そのはがきじゃないかなと、今、思っております。

それから、2点目の今回の参議院選挙での期日前投票の方の数でございますが、これは6月の25日から7月の5日まで11日間のトータルでございますが、現在、防府市で4,919人、男性が2,467人ですか、女性が2,452人、ほとんど同じ数字でございます。それでトータルが4,919人でございます。前回、これ平成19年でございますが、それと比較いたしますと、前回が同じ時期で4,502人、比較をいたしますと、今回のほうが417人多くなっております。先ほど議員も御指摘されましたように、県のほうの中間発表といいましょうか、出ておりました。大体どこの市町村も伸びておるとい

ことで、防府市の場合も例外ではなく伸びておるということでございます。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 期日前投票には、今御説明がありましたように、いろいろな取り組みがされておられ、要は力を入れておられるということでもあります。しかしながら、会場は旧態依然の状態、市役所1カ所となっております。選挙を通じて民意が反映しやすいように、市民の側に立った投票環境を整えていくためにも、どこでも期日前投票ができるように、そうした投票所を増やしていくことが、時の流れであろうかとは思いますが、ちゅうちょせずに実行に移していただきたいことをお願いしたいと思っております。

もう1点は、来年が注目の県議選が控えております。せめて市内4カ所、周辺にですね、どこでもできる、投票所が開設できることを望みまして、この項は終わります。

○副議長（松村 学君） 続いて、再質問をお願いします。24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 御無礼いたしました。次はコミュニティバス導入についてありますが、この件につきましては、同僚議員が先日質問をいたしておりますので、重複するやと思っておりますけれども、御容赦願いたいと思っております。

私は、交通システムの充実として、巡回バスの導入の必要性について過去何度も質問をし、また同僚議員からも同様の提案がなされたわけでありまして、しかし、この件につきましては、それほどの前向きな取り組みが示されなかった経緯があります。で、ここで市長にお尋ねであります、単純な疑問であります。壇上でも申しました。同計画が21年、22年と、いわばこの同計画に基づいて動きが出てきております。にもかかわらず、コミュニティバスを選挙公約に掲げた背景が何であったのか、松浦市長は以前からコミュニティバス導入について必要性があると、そう感じてこられたのか、この点についてお伺いいたします。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私も部内、庁内で協議をしておりますときには、常にこのことは申し出ておまして、本市の生活バス路線の場合には、御存じのとおり駅を中心といたしますか、駅から放射線状に伸びていくということで生活バス路線があるわけでございます。横にというような形の、その周辺をぐるりまいてしまうような形のバス路線が何とかできないか。かつては議員も御存じのとおり、限定的に3年間の期間だけでございましたけれども、巡回バスというような形で運行をしておりましたものもあったわけでございますが、これらのような形のものをさらに補強した形のものとは何か考えられないのかというようなことは、企画サイドとは、もうこの数年来やりとりを実はいたしているところであります。

して、私の一つの懸案事項、将来の高齢化社会、あるいは交通手段を持たない方々の利便性を考えて、防府市に住んでよかったなと本当に思っていたような一つの交通体系を築いていくには、お金はかかるがこのコミュニティバスというものについて検討したいなという思いを私はかねてから抱いていたわけでございまして、今回の政策課題として取り上げさせていただいたわけでございます。

○副議長（松村 学君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 今の御答弁を聞きながら、今日まで議会でもいろいろ質問もあったことでしょうし、そうしたことで協議もされてきた、ということでもありますよね。そうであれば、なぜ交通活性化計画に踏み込んだ具体策、また計画を明記しなかったのかなど。市長選挙に出るがための公約、ということは、ある意味では相当な、要するに決意、判断があつてこそと私は思うわけであります。ですから、この同計画策定過程において、明記すべきではなかったのかなど、この点については市長、どのようにお考えでしょうか。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほども御答弁申し上げておりますが、この生活交通活性化計画の中で、取り組み項目として上げているわけでございまして、先ほども申し上げましたが、この数年来、そのようなやりとりを企画サイドとしていくときに、どうしても政策的な優先順位、ほかにお金が必要なところなどもあるんだというようなことの中で、私としてはこれを強引に進めていくことはできないなというような思いの中で、いわばやれるといいなという強い思いを抱きながらも、なかなか一歩前へ踏み出していくことができなかった。計画の中で取り組み項目としては上げておりますので、御理解をいただけたらありがたいと思います。

○副議長（松村 学君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 私としては市長本人のそういうコミュニティバス導入について、強い意思があつたんだなと、ここで今確認をしてみて、そうだと。ならば、責任的な立場であれば、この計画の中にもう少し具体策を、スケジュール的な計画は組み込まれて、私は当然ではなかったのかなと、このように感じておる次第であります。

で、話は変わりますが、山口市が、これは総務部長に聞いたほうがいいんでしょうが、今コミュニティバス事業が、取り組んでかなりの年数が経過しておりますが、この山口市のコミュニティバスの運行ルートと財政負担の推移について、当然、こういう質問をしようとしているわけでありますから、情報をお持ちだろうと思いますので、この件についてお尋ねをしたいと思います。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 山口市さんのコミュニティバスの運行形態といたしますか、実績等もということでございました。今、山口市さんのほうで行っていらっしゃるコミュニティバスは、ルートが2つございまして、吉敷・湯田方面ルートと大内ルートという2方向がございまして、使用車両は29人乗りのバスで、コンパクトなバスで、よく私も山口を通ったときには出会っております。そして、運行便数が、吉敷・湯田ルートが、平日が25便、大内ルートが23便、土日は少し便数が少ないようでございます。で、運行距離が両方とも約15キロぐらいになります。そして、所要時間が大体50分、双方がですね。そして、1日当たりの平均乗車数は約10名、10人ぐらい。そして、年間の総乗車数でいくと大体8万人をちょっと超えるぐらいの方が御利用されている。というような状況で、あと財政負担といたしましては、運行費として大体運賃収入を引いた残りを両系統で約4,000万円ぐらいの負担を市が出しているというような形でお聞きしております。

以上です。

○副議長（松村 学君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 平成17年度から平成21年度の5年間の財政負担の推移、聞いてみました。で、5年前の平成17年度では、コミュニティバスの財政負担は、5,673万円、約5,700万円程度ですか。で、2年後の平成19年度では、6,000万円、このように3路線が当初ルートがあったようであります。1ルート約2,000万円程度の負担が、市のほうが負担しているということになります。

で、しかし、20年度から利用者の人数等々、利用率というか、そうしたものもあつたんでしょう。21年度では、この3路線が2路線になったと。で、この1路線はコミュニティタクシー、こういう制度に移行してきております。

平成17年度では、先ほど申しましたように、財政負担は5,673万円、しかし、21年度ではこのコミュニティバス、イコール、コミュニティタクシー、合わせて7,400万円がしの財政負担が、伸びてきております。これには幹線を通っています路線バスへの補てんも入れれば、かなりの金額になっておるといふ、この数字の上ではありますが、膨大な私は財政負担にあるなというのを感じておるわけであります。

以前、国の緊急雇用創出対策と申しまししょうか、期限付きの国の予算を充てて「ぶらっとバス」ですか、そういう名称で走らせておりましたが、当時の事業費の額というののはどの程度のものであったのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 「ぶらっとバス」の実績という形で、「財源です」と呼

ぶ者あり) お金ですか、はい。運行経費が約1,000万円ぐらいの支出がありました。というのが、車両等は別でございましたので、人件費等々がほとんどではなかったかなあというふうに記憶しております。

○副議長(松村 学君) 24番、山下議員。

○24番(山下 和明君) これは国のそうした事業の予算を充てて実施された事業でありましたが、もう1点、コミュニティバス導入ということは、先ほどタクシーとの整合性という話も出ましたが、タクシー業者の、民業圧迫になりはしないかと、この点についてはどうお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○副議長(松村 学君) 総務部長。

○総務部長(阿川 雅夫君) 先ほどの市長の答弁の中でも申しましたけれども、タクシー業者さん等との調整が必要となってくることも十分考えられます。で、その中で、先ほどちょっと議員もおっしゃいましたけれども、コミュニティタクシーといったような形も、形としては考えられると思いますので、そういった運行方法といいますか、そういったところを精査していく必要があるのではなかろうかと考えております。

○副議長(松村 学君) 24番、山下議員。

○24番(山下 和明君) 前の他の同僚議員さんの市長公約について、また、コミュニティバス導入について、同僚議員も先般、質問されておりますが、そのやりとりを聞いておりましたら、今後、事業内容につきましては、固めていくとも言われておりましたし、選挙戦の市長公約の事業に関するものの所要額は、今のところ示すことはできないという御回答もあったし、しかし、市長公約である議員定数について、できるかできないかで影響が出てくるとの御発言もあったかと思えます。

そこでちょっと聞きますけれども、このコミュニティバス導入は、議員定数半減が実現できた財源を充てるのかということでもありますね。いわば天気・天候次第ということなのか、この点について市長、どうでしょうか。

○副議長(松村 学君) 市長。

○市長(松浦 正人君) 天気・天候次第なのかという御質問というか、御意見でございますけれども、私はこれは政治に関与しておられる方々なら、したがって議員の皆様方なら御理解をいただけると思うわけでございますが、選挙というものは申すまでもありません、有権者の方々に自分のいろいろ考えている思いなどをお訴えをしながら、御共感をいただければ投票をいただきたいという強い要請を展開していくものでございまして、私も3期12年、働かせていただけてまいりまして、自分なりにほぼいろいろなことをやれてきたなあと、自分なりにほぼですよ、そういう思いの中で、いやいや、しかしながらあえて

もう4年働く期間が与えられるということであるならば、あるならば、あれとこれとそれとというような、あれもこれもというような感じ、あれもこれもそれもになったわけでございますけども、あれもこれもそれもというように、もう4年働くのであるならば、もうちょっと、こういうこともああいうこともあるなあと。ただ、あるにはあるが、そのお金がどこから出てくるかと。これは12年働かさせていただいてまいりましたので、大体、中期の財政見通しというものも自分なりに描くことができるわけでございまして、後世の方々にとんでもない負担を残してしまう、100億円借金を減らしたけども、終わってみたら元の本阿弥で、440億円まで借金が伸びていたよというようなことであってはならないなあと。

したがって、慎重な上にも慎重を期しながら、もう4年働かさせていただくのであるならば、こういうこともやりたい、こういうこともやらねばならない、そんなような思いがもたげてきたわけでありまして、したがって、天気次第というふうな言われ方をすると大変返答には困るわけでございますけども、私なりに思いますのは、そうですね、長い話になって恐縮ですが、40万円の手取りがあるのが50万円になるというのであれば、こういうこととああいうこととこういうことができるねと。それも2年先に、はっきり手取りが50万円になるということであるならば、今のうちからちょっと早めて頑張っていこうかねとかというような感じになるわけでありまして、その2年半後に50万円、あるいは3年後に50万円の手取りになればと思って考えてるプランが、実のところならなくなっちゃったんだということになりますと、これはまたゼロからの出発をここでしていかななくてはなりません。

また、私の場合には、これを有権者の方々に公約として掲げているわけでありまして、その公約というものの重みというものは、これは大変重いものがある。それを選ばれた以上はそこに民意が入ってきている。民意に対してどう対応していくかという大きな課題が現在あるわけでありまして、もろもろな思いの中でございますので、お天気の話で恐縮ですが、間には雲が差し込んだり、あるいはにわか雨があたりとかいうこともあるのかもわかりませんが、いろいろなことなどを想定しながら政策を実行してまいりたいと、そのように考えております。

○副議長（松村 学君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 天気・天候を強調されなくてもいいんですけども、私は先ほどの話の、皆さんがやりとりされる中に、松浦市長の公約の実現をしたいという中に、議員定数について、できるかできないかで影響が出てくると、こう御発言があったと思いますので、その点について、私はこのコミュニティバスがそうであるならば、これはいか

がなものと、私は市民のコミュニティだけではなくて、生活路線バスというのは先ほど市長が壇上で述べられたとおりでありまして、生活に欠かせない、また高齢化社会に欠かせない大事な私は重点政策であろうかと思っておりますので、その重点政策を柱に置いて、なおかつそれを足らないところを新たな交通施策で補っていかうとされておるわけですから、こういった考えとは切り離していただきたいなど、このように感じております。

そういうことで、私は何点か提案というか、させていただきたいんですけれども、防府市の路線バス経路は、先ほど市長も申されましたが、駅を中心として放射線状にあることからして、クモの巣のように発想してください。A路線、B路線、C路線があると、それをいわば渡るような、結ぶような、そういう形をとるならば、私はコミュニティタクシー、いわば乗合タクシーですか、のほうが利便性において将来的に定着していくのではなからうかと思っております。で、検討をお願いしたいと思っております。

または、「ぶらっとバス」的な、ショッピング施設、それとか医療施設を巡回させて、そこにはいわば停留所が設置できるようなところはスポンサーになっていただくと、こういったスポンサー制度を取り入れて、有効にという考えもあるのではなからうかと思いません。この点についても御検討をお願いしたいと思っております。

で、最後ですけれども、いわばコミュニティを導入するにせよ、補助額の上限は決めて取り組まれたほうがよからうかと思っております。先ほど壇上でも申しましたが、路線バスの維持においても、今3,000万円を補てんしてきている時代を迎えております。例えばコミュニティの導入については、3,000万円が限度じゃなからうか、この5年間のうちはこれでいこうと、その中で有効な手段を、また市長の手腕をふるっていただいで実現していただきたいなど、こう思う次第であります。

以上で私の質問を終わります。

○副議長（松村 学君） 以上で24番、山下議員の質問を終わります。

○副議長（松村 学君） これをもちまして、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は7月16日午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

午後2時47分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年7月6日

防府市議会 議長 行 重 延 昭

防府市議会副議長 松 村 学

防府市議会 議員 重 川 恭 年

防府市議会 議員 斉 藤 旭